

第 2 編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関*は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期する。

【*：「資料編 7. その他 (2) 防災関係機関連絡先一覧」参照】

第1 矢吹町の防災組織

1 矢吹町防災会議*

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置する。

(2) 所掌事務

- ア 矢吹町地域防災計画及び矢吹町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 組織

矢吹町防災会議（以下、「町防災会議」という。）は、会長及び委員をもって組織する。

- ア 会長は町長をもって充てる。
- イ 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、その定数は20人以内とする。
 - (ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (イ) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (ウ) 県警察本部（白河警察署）の警察官のうちから町長が任命する者
 - (エ) 町長が、その内部の職員から指名する者
 - (オ) 副町長
 - (カ) 教育長
 - (キ) 消防団長
 - (ク) 矢吹消防署長
 - (ケ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (コ) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (サ) 町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者
 - (シ) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認めて委嘱する者

ウ 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定

地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

【*：「資料編 1. 条例等関係 (1) 矢吹町防災会議条例」参照】

2 矢吹町災害対策本部*

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置する。

(2) 所掌事務

町は、災害対策本部を設置し、防災会議と緊密な連携をもとに、矢吹町地域防災計画の定めるところにより町内の災害予防及び応急対策を実施する。

(3) 組織

ア 本部長は町長とする。

イ 副本部長は副町長をもって充てる。

ウ 本部長は、矢吹町課設置条例に定める課の長をもって充てる。

【*：「資料編 1. 条例等関係 (2) 矢吹町災害対策本部条例」参照】

3 矢吹町水防協議会

(1) 設置の根拠

水防法第34条の規定に基づき設置する。

(2) 所掌事務

矢吹町の水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

(3) 組織

会長1人及び委員15名以内で組織する。

ア 会長は町長とする。

イ 委員は次の中から会長が命じ、又は委嘱する。

(ア) 関係行政機関の職員

(イ) 水防に関係のある団体の代表者

(ウ) 学識経験者

4 矢吹町水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第33条の規定に基づき定められた水防計画により設置。

(2) 所掌事務

水防法第10条から13条まで及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動に適合する予防及び警報の通知があったときからその危険が解消するまでの間、本町に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

(3) 組織

ア 本部長は町長とする。

イ 副本部長は、副町長、教育長、消防団長とする。

ウ 水防事務員は、各課長等の職員をもって充てる。

5 矢吹町消防団

(1) 設置の根拠

矢吹町消防団設置等に関する条例*（昭和41年矢吹町条例第6号）により設置

(2) 所掌事務

矢吹町の消防事務を処理する。

(3) 組織

本部と分団から構成し、分団に部を置く。

【*：「資料編 1. 条例等関係 (3) 矢吹町消防団設置等に関する条例」参照】

第2 防災関係機関の防災組織

町の区域を所管し又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、本計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第3 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため行政区等を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図る。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、「第2編 第1章 第15節 自主防災組織の整備」に示す編成基準及び活動基準のとおりである。

第4 応援協力体制の整備

1 町と県との相互協力

町は、県地域防災計画において定める町と県との相互協力の手段として、発災初期に迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うため、県から町に派遣される情報連絡員（以下、「県リエゾン」という。）との連携を図る。

2 災害時受援計画

町は、大規模災害発生時において、他自治体等から派遣される応援職員、義援物資及び災害ボランティア等の受入れ、業務の調整等を円滑に行うため、災害時受援計画の策定を検討する。

3 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援*

町は、町の区域にかかる災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

【*：「資料編 2. 協定等」参照】

4 国への応援の要求等

町及び県は、訓練等を通じて、国が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努めるとともに、町は、同システムに基づく応援要請が実施できるよう必要な準備を行うものとする。

5 防災関係機関の相互応援

町の区域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

6 消防の相互応援

町は、隣接市町村等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

また、大規模災害時における消防活動にあたるため、消防組織法第44条に基づく、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

7 県、指定行政機関、指定地方行政機関からの職員派遣受入れに対応するための資料整備

町は、知事及び指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長から職員の派遣を受けた場合、直ちに派遣受入体制が整えられるよう、あらかじめ関係資料の整備を行う。

8 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

9 民間協力計画*

町及び防災関係機関は、その地域内又は所掌事務に係る公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、町の各課は、それぞれの所掌事務に係る公共的団体、民間企業及び団体等とあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努める。

また、町は、基礎的な地方公共団体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、町防災会議開催時等を活用し、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制の構築を図る。

【*：「資料編 2. 協定等」参照】

第5 町と自衛隊との連携体制

町は、町防災会議の定期開催等、平常時から防災会議委員である自衛隊との連携体制を構築し、その強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、防災訓練への参加要請等に努めるものとする。

また、県に対し自衛隊への派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を整理しておくとともに、連絡先の確認や連絡員の受入スペースの確保など必要な準備を整えておくものとする。

さらに、緊急を要するなど、県に自衛隊の派遣要請の要求が実施できない事態を想定し、自衛隊へ直接連絡する手続き等について整理しておくものとする。

第6 その他の防災組織

不特定多数の物を受入れる施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等の災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図るものとする。

第7 業務の継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対応などの実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画は、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとされている。

また、実効性のある業務継続体制を確保するとともに、引き続き必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行う。

また、業務継続体制の整備を通じて、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講ずる。

第1 防災無線の整備

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集・伝達手段として、防災無線の整備充実に努める。

また、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機（防災ラジオ等）の整備促進に努める。

第2 県総合情報通信ネットワーク等の活用

1 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系及び地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送などの防災通信機能が拡充・強化されている。

2 防災事務連絡システム

県より、県河川流域総合情報システムの雨量、水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。

町は、この情報を災害対策に役立てるとともに、防災無線や広報車による広報、インターネット、緊急速報メール（緊急地震速報のみ）、防災やぶき広報メール、町ホームページ等を利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供するなど、システムの活用に努める。

3 気象情報伝送処理システム

県より、福島地方気象台から提供を受けた下記の気象、地象及び水象情報が、総合情報通信ネットワークを通じ、市町村等に伝達又は提供されている。

- (1) 気象に関する特別警報
- (2) 気象及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 地震に関する情報
- (7) 気象通報

第3 その他の通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町及び防災関係機関は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県が社団法人アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及・啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及・啓発を行う。

2 その他の通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

ア 町及び防災関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの活用のほか、携帯電話の通話エリアの拡大や携帯電話の緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備に努める。また、災害情報共有システム（Lアラート）で発信される情報等多様化する災害関連情報の活用を図るとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

イ 町は、消防庁が運用する J-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を推進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を検討する。

ウ 町は、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

エ 町は、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等の安全確保への自発的取組みを促進する。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

町及び防災関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について

推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第4 通信手段の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第1 気象等観測施設網

1 雨量観測所及び水位観測所

本町に係る雨量観測所及び水位観測所*は資料編のとおりである。

【*：「資料編 3. 水位観測所及び雨量観測所」参照】

2 統一河川情報システム

気象庁のデータ及び各地のテレメータから送られた気象情報、河川水位情報等が、(一財)河川情報センターより福島県総合情報通信ネットワークシステムの端末機を通して町へ提供される。

(一財)河川情報センターの情報は以下のとおりである。

(1) 雨量情報

- ア 雨量観測所概況図 (10分更新)
- イ 時間雨量概況表 (10分更新)
- ウ 時間雨量現況表 (10分更新)
- エ 時間雨量経過表 (10分更新)
- オ 時間雨量グラフ (10分更新)
- カ 日雨量現況表 (1日更新)
- キ 日雨量経過表 (1日更新)
- ク 日雨量グラフ (1日更新)

(2) 雪情報

- ア 毎時刻積雪深状況 (1時間更新)
- イ 日降雪量・積雪深一覧表 (8時又は16時更新)

※県土木部内では「豪雪災害時に於ける道路交通確保のための緊急措置要領について」に基づき、平常時は1日1回、警戒時は3回、緊急時は3回+随時の気象状況等の情報連絡を行っている。

(3) 水位情報

- ア 水位流量観測所概況図 (1時間更新)
- イ 時刻水位量概況表 (10分更新)
- ウ 時刻水位流量現況表 (10分更新)
- エ 時刻水位流量経過表 (10分更新)
- オ 時刻水位流量グラフ (10分更新)
- カ 水位流量伝播グラフ (1時間更新)

(4) 警報

- ア 警報発表状況一覧表

- イ 雨量・水位概況一覧表
- ウ 洪水予警報
- エ 水防警報状況図
- オ 水防警報

(5) その他

臨時ニュース：水質事故、堤防決壊など河川にかかわる緊急な情報

3 レーダー雨量システムの設置（東北地方整備局）

国土交通省（東北地方整備局）では、高精度・高分解能のリアルタイムの雨量情報（XRRAIN）によるレーダー雨量情報を「国土交通省 川の防災情報」（インターネットサイト）で配信している。

(1) 雨量

- ア 東北（北陸）地方全域定性分布
- イ 東北（北陸）全域定量分布
- ウ 河川流域別時間雨量
- エ ダム流域別時間雨量
- オ 道路路線別時間雨量
- カ 東北（北陸）地方定性分布
- キ 近接地方定性分布

(2) 降雪

東北地方他の定量分布

(3) 予測雨量

東北（北陸）全域予測雨量分布（1時間、2時間、3時間）

第2 気象観測体制の充実

町は、各気象観測機関との連携を図りながら、自然災害を未然に防止するため、気象観測施設等の充実と情報収集の改善に努め、気象観測体制の充実を図る。

第3 観測結果の活用

町は、自然災害を未然に防止するため、観測施設の情報の活用に努める。

第4節 水害・土砂災害・風害予防対策

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となって行う治水対策（河川、下水道等）に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を進めていく。

1 河川対策

(1) 現状

本町の河川*は、阿武隈川、泉川、隈戸川、阿由里川が有り、特に未改修地域は、雨期における増水が甚だしく溢水の危険性を有している。

【*：「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害危険箇所 (1) 町内河川」参照】

(2) 河川の整備

阿武隈川、泉川、隈戸川、阿由里川等の未改修地域について改修工事の促進を図るとともに、予防対策として河川、排水路の良好な維持管理に努めるとともに施設整備を行うものとする。

災害発生の危険度の高い阿武隈川及び中小河川の流域について、国や県と連携し、大河川整備との整合性を図りながら整備を進めるとともに、土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

また、河川の適切な維持管理に努める。

(3) 水害予防体制の強化（整備）

ア 気象情報等の収集、伝達

県と連絡を密にし、河川流域の降水量等気象状況の収集、伝達に努めるほか、本町においても気象用観測施設の整備推進を図る。

イ 危険区域の巡視

災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を、水防団、消防団その他関係団体及び一般住民の協力のもとに巡視し、警戒にあたるものとする。

ウ その他水害予防については、矢吹町水防計画の定めるところによる。

(4) 浸水想定区域における対策

ア 町は、矢吹町防災マップを整備しており、引き続き、情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項、防災関係機関及び緊急連絡先等について、地域住民への周知徹底を図る。

町長は、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要

配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、FAXで当該施設の利用者への円滑な情報伝達体制を整備する。

イ 町は、本計画において、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で浸水のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する浸水に関する情報等の伝達方法について定める。

ウ 上記イにより、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(5) 洪水予報河川・水位周知河川における水位情報提供

洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川（水位周知河川：阿武隈川）について、洪水時特別警戒水位（避難判断水位）に達したとき、県より町に水位情報が提供されるため、これら情報を住民・要配慮者利用施設等に周知する。

(6) 「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」の活用

町は、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等が組織された場合は、町、県及び国等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者と協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

2 下水道対策

(1) 現況

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴い家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらし、また、人口の都市集中は都市河川流域、特に低地部への市街化を促進して雨水による浸水被害を増大させている。

これら問題解決のため下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公共衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

しかし、本町の下水道の整備率は令和4年度末で61.9%、雨水排水整備率は22.9%の状況にある。

(2) 計画

下水道についてはかなり普及されているものの、雨水排水については事業着手の促進と普及率の拡大を図る必要がある。

(3) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進

ア 町及び県は、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。

イ 町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、FAXで当該施設の利用者への円滑な情報伝達体制を整備する。

(4) 下水道管理者の協力

下水道管理者は、水防計画に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められ、当該事項に同意したときは、水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

3 その他の施設の維持、管理、補修

(1) 現況

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、用排水施設、ため池*）は、町内に数多く整備されているが、築造後経年に伴う老朽化等により、施設が適切に機能していないものもある。

特に危険施設については、監視体制を強化するとともに、状況により河川管理者と協議し必要な措置をとる。

また、治水対策として国により、阿武隈川流域において遊水地の整備計画が進められている。

【*：「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害危険箇所 (4) 防災重点農業用ため池」参照】

(2) 計画

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、用排水施設、ため池）の整備計画は、土地改良施設機能保全計画等に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。

特に、ため池については、管理者等と連携を密にし、用水時期を除く台風シーズン等におけるため池の低水位管理について要請する。また、町は、県の支援を受けて、決壊した場合、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として位置付け、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、ため池ハザードマップ作成などソフト対策も実施し、町民への周知による被害の軽減を図る。

遊水地については、施設の維持及び管理体制の適切な計画となるよう国に要請するものとする。

4 重要水防区域

重要水防区域は、下記のとおりである。

□ 重要水防区域

| 河川名 | 水防 (消防) 分団名 | 左岸 右岸 の別 | 位置 | 評定基準 種別 | 堤防 (m) | 予想さ れる危 険概要 | 対策水 防工法 | 氾濫 面積 (ha) | 摘要 人家(戸) 田畑(ha) |
|------|-------------------|----------------|------------|--------------|------------|-------------------|------------|------------------|-----------------------|
| 阿武隈川 | 第3分団 | 左岸 | 矢吹町 明新上 | 堤防高 | 700 (A) | 溢水 | 土のう 積 | 12 | 人家 10 田畑 9 |
| 隈戸川 | 第3分団 | 両岸 | 矢吹町 河原 | 工事施工 (堆砂) | | 溢水 | 土のう 積 | 5 | 田畑 5 |
| 隈戸川 | 第1分団 | 両岸 | 矢吹町 花咲 | 工事施工 (堆砂) | | 溢水 | 土のう 積 | 5 | 田畑 5 |
| 泉川 | | 両岸 | 矢吹町 松倉 | 工事施工 (堆砂) | | 溢水 | 土のう 積 | | |

(資料：令和4年度「福島県水防計画」)

5 浸水想定区域における避難の確保

町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された区域について、河川水位等や避難情報等の伝達方法、避難場所等の避難措置について、住民への周知徹底を図る。

(1) 浸水想定区域

浸水想定区域については、矢吹町防災マップによる。

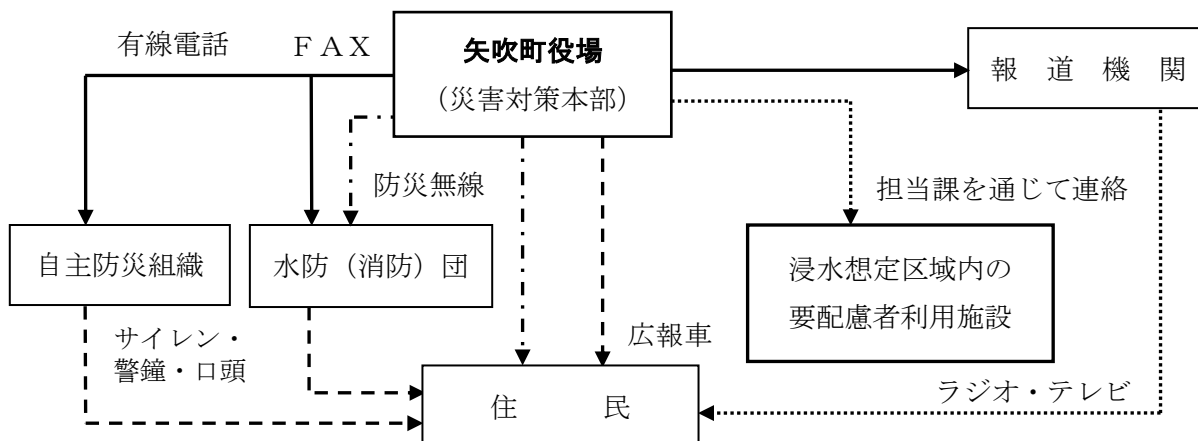
(2) 河川水位情報等及び避難情報等の伝達方法

河川水位情報等及び避難情報等は、防災無線、防災ラジオ、広報車、緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページ、電話、FAX、テレビ、ラジオなどにより、住民に対し確実に伝達する。

(3) 要配慮者施設

浸水想定区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、FAX等による河川水位情報等の伝達体制を整備する。

□ 町からの伝達系統



第2 土砂災害予防対策

本町には、住民の生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生するおそれがある箇所が多数存在している。

このため、土砂災害による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため土砂災害危険箇所等を設定し、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化したうえ、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。

また、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定されるよう県に要請し、当該警戒区域ごとに警戒避難体制を整備するものとする。

さらに、県と連携しながら、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、被災した土砂災害対策施設を円滑に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくよう努める。

1 土砂災害が発生するおそれがある箇所*

最近の災害事例においては、台風又は大雨に伴い、土石流、地すべり、山崩れによる人的、物的被害が多く発生する傾向が見られるが、本町には、土砂災害警戒区域等、がけ崩れ等が発生する危険性の高い箇所があり、その状況は、資料編のとおりである。

【*：「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害の危険箇所 (2) 土砂災害が発生するおそれがある箇所」参照】

2 土砂災害危険箇所について

(1) 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県が総点検し公表したものであり、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所がある。

(2) 現況

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所10箇所の土砂災害危険箇所がある。

また、国において令和3年5月に名称を含め見直し、改訂が行われた「避難情報に関するガイドライン」では、避難指示等の対象とする区域を設定する際、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用するものとされている。

(3) 計画

町は、広報紙への掲載やチラシ配布、公共施設への掲示等により土砂災害危険箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。

3 急傾斜地崩壊対策

町は県と連携し、がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難体制の整備、観測・監視体制の強化などを促進する。

4 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等）という。）の指定を推進している。

町は県と連携し、土砂災害危険箇所の地域住民への危険周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備等、総合的な土砂災害対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県に対し、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定するよう要請する。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

ア 町は、矢吹町防災マップを整備しており、引き続き、情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項、防災関係機関及び緊急連絡先等について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、FAXで当該施設の利用者への大雨時の円滑な情報伝達体制を整備する。

イ 町は、本計画において、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法について定める。

ウ 上記イにより、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

町は、県が実施する下記の規制、勧告等に協力する。

- ア 特定の開発行為に対する許可制度
- イ 建築物の構造の規制
- ウ 建築物の移転等の勧告

5 森林整備対策

森林は、水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されており、町は、県と連携し、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、林業事業者、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

6 宅地防災対策

(1) 現状

がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等の条件に該当し、がけ地の付近で災害発生のおそれのある地区にあっては、従来より急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これにあたらぬ地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も、まだ相当数散在している。

(2) 計画

ア 宅地造成に伴う災害防止の周知

町は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法等に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、がけ地の崩壊等の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、国、県と連携し、移転について指導を行う。

(3) 液状化対策等

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

7 盛土による災害防止対策

町は、県と連携し、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、当該盛土について、対策が完了するまでの間、県の適切な助言や支援等を得て、必要に応じて、本計画や避難情報等の発令基準などの見直しを行う。

8 土砂災害警戒区域等における避難の確保

町は、土砂災害防止法第7条により、土砂災害警戒区域等が指定・公表された区域について、

土砂災害に関する情報等や避難情報等の伝達方法、避難場所等の避難措置について、住民への周知徹底を図る。

(1) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等については、矢吹町防災マップによる。

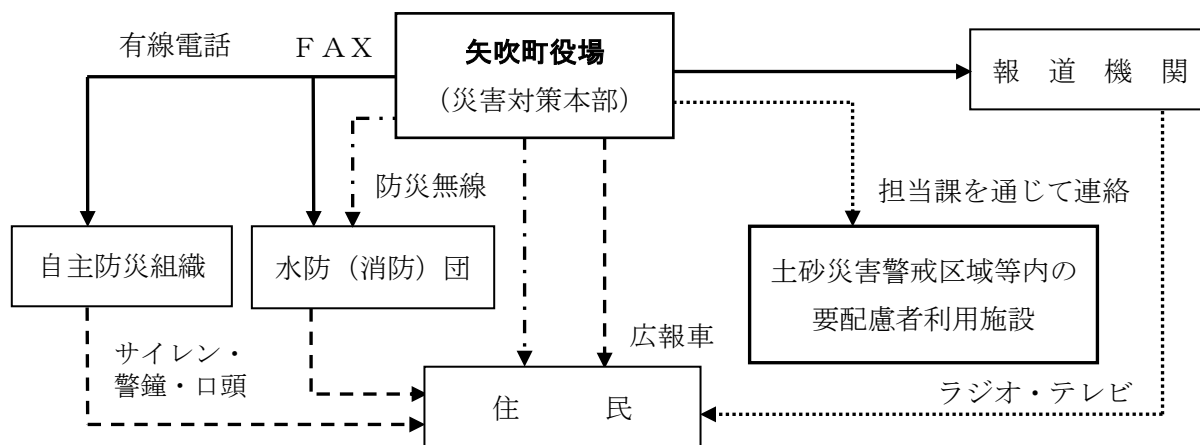
(2) 土砂災害警戒情報等及び避難情報等の伝達方法

土砂災害警戒情報及び避難情報等は、防災無線、防災ラジオ、広報車、緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページ、電話、FAX、テレビ、ラジオなどにより、住民に対し確実に伝達する。

(3) 要配慮者施設

土砂災害警戒区域等内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、FAX等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。

□ 町からの伝達系統



(4) 警戒避難体制の周知

町は、土砂災害警戒避難ガイドライン（内閣府：平成27年4月）、避難情報に関するガイドライン（内閣府：令和3年5月）等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について住民に対し周知するよう努める。

ア 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達を行う。

イ 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知を行う。

ウ 避難指示等の発令基準

迅速かつ的確な避難指示等が行えるように、気象や災害の状況に合わせて適切に避難指示等の発令判断ができるよう、具体的な発令基準を作成する。また、地域ごとの前兆現象

等の情報を加えて実際的なものとする。

なお、天候が回復しても、避難指示等の解除にあたっては土壌雨量指数が十分に低下したことや、前兆現象がないことを確認することとする。

エ 避難単位の設定

避難指示等の発令単位として、土砂災害警戒区域等を踏まえ、行政区等、同一の避難行動を取るべき避難単位を設定する。

オ 避難所の開設、運営等

避難所の開設、運営体制、避難所開設状況の伝達や、土砂災害に対して安全な避難所、避難路等について周知する。

カ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達や要配慮者情報の共有方法を整備する。

キ 防災意識の向上

防災訓練の実施、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上を図る。

9 土砂災害予防体制の強化（整備）

（1）危険箇所の実態調査及びパトロールの強化

土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」その他の法令により指定されている危険区域については、重点的に観察指導を行うものとする。また、大雨、長雨等が予想される場合は、県からの（福島地方气象台発表の）気象情報等に十分留意するとともに、県南建設事務所及び県南農林事務所等関係機関と協力して危険箇所を随時パトロールするものとする。

（2）雨量観測体制の整備等による警戒体制の確立

危険区域の住民等に対し、災害時に早期に適切な措置がとれるよう、雨量観測体制の整備を推進し、警戒体制の確立に努めるものとする。

（3）地域住民等に対する防災措置の指導

危険箇所については、関係機関の協力を求めながら、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導するものとし、また、当該地域の居住者に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図るものとする。

（4）標識設置等による監視体制

危険箇所への標識設置等による、住民等への周知徹底を図る。

10 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

町は、総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、県が開催する「福島県総合土砂災害対策推進連絡会」において、土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

第3 風害予防対策

1 方針

この計画は、台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的

被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するのを防ぐため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及・啓発を図ることを目的とする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

2 竜巻突風等に関する知識の普及・啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及・啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、福島地方気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

| 気象情報 | 内容 |
|----------|---|
| 予告的な気象情報 | 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合、半日～1日程度前には「竜巻などの激しい突風」と明記した予告的な気象情報を発表し、注意を呼びかける。 |
| 雷注意報 | 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合、数時間前には注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。 |
| 竜巻注意情報 | 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとは予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 |

(2) 住民への啓発

町、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害履歴を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

□ 竜巻からの身の守り方

| 屋内にいる場合 | 屋外にいる場合 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓を開けない ・ 窓から離れる ・ カーテンを引く | <ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫・物置・プレハブを避難所にならない ・ 橋や陸橋の下に行かない |

| 屋内にいる場合 | 屋外にいる場合 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨戸・シャッターをしめる ・ 地下室や建物の最下階に移動する ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る | <ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの頑丈な建物に避難する ・ (頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・ 飛来物に注意する |

(資料：内閣府「竜巻等突風災害とその対応(パンフレット)」)

(3) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(4) 安全な場所の周知

低い階(2階よりも1階)、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(5) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

3 家屋・農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による家屋や農作物等への被害対策を推進する。

(1) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 防風林の設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(2) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第5節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

なお、林野火災対策については、「第4編 第7章 林野火災対策計画」に定める。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備にあたっては、年次計画を立て、国庫補助事業、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努める。

2 消防水利の整備

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人口水利の整備及び河川、池等の自然水利の確保により、火災鎮火のために、消防機械と併せて不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域的な応援体制の整備

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

また、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるとともに、広域的な応援に係るマニュアルづくりの検討を行うものとする。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及・啓発

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は県等と連携し、住民に対する防火思想の普及・啓発及び火災予防の徹底を図るため、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及・啓発活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガス

の元栓閉鎖など避難時における対応についての普及・啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は県等と連携し、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防火機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に実行する体制を確立する必要がある。

そのため、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要である。

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査結果

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるため、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とした消火訓練や防火防災講習会等を通じ、初期消火に関する知識・技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発・指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町は県と連携し、計画的な道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は県と連携し、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用促進方針」の目的等を十分に鑑みたうえで耐火構造の要否を判断するものとする。また、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発・指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設及び薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、これらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 建築物及び文化財災害予防対策

本町には、以前として木造建築物が多く、建築物防災対策も状況に応じて対策を進める。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町教育委員会、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

町は県と連携し、既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、国、県及び町が行う助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る。

2 公共建築物の対策

町は県と連携し、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保し、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定に基づき、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という。）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上を図るための補修・補強又は改善等を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建築基準法第12条の規定により義務付けられた、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査又は検査させ、特定行政庁への報告を実施する。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及・啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気の使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、町教育委員会・県と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導すると

ともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、町教育委員会、県及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止する。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

- ア 風害対策
- イ 水害対策
- ウ 雷害対策

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう維持管理し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

- ア 災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。
- イ 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

- ア 従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。
- イ 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設〔LPガス〕災害予防対策

1 防災体制の確立

LPガス供給事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の強化計画

- ア 容器の転落・転倒防止措置
- イ 安全器具の設置
- ウ ガス放出防止器等の設置

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、(一社)福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定(復旧作業の優先順位)にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第8節 緊急輸送体制の整備

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を図る。

第1 緊急輸送路等の指定

1 緊急輸送路

県指定の緊急輸送路で、町内を通る路線は、次のとおりとなっており、町は、町役場と各防災拠点を結ぶ道路を町の緊急輸送道路として指定する。

(1) 県指定緊急輸送道路

ア 第1次確保路線（広域的な輸送に不可欠な道路、最優先に確保すべき道路）

| 種別 | 路線名 | 区間 |
|-------|----------|-------|
| 国道 | 4号 | 町内全区間 |
| 高速道路 | 東北自動車道 | 町内全区間 |
| 主要地方道 | あぶくま高原道路 | 町内全区間 |

イ 第2次確保路線（県災害対策本部と町災害対策本部を接続する道路）

| 種別 | 路線名 | 区間 |
|-------|----------------|--------------------------|
| 主要地方道 | 棚倉矢吹線 矢吹小野線 | 中島村境～矢吹小野線 国道4号～矢吹町役場 |

ウ 第3次確保道路（第1次、第2次以外の緊急輸送道路）

| 種別 | 路線名 | 区間 |
|-------|-------|-------------|
| 主要地方道 | 矢吹天栄線 | 国道4号～白河市大信境 |

(2) 町指定緊急輸送道路*

町指定の緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

【*：「資料編 5. 町指定緊急輸送道路」参照】

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を次のとおり指定する。

□ ヘリコプター臨時発着場

陸上自衛隊第6特科連隊管内

| 所在地 | 名称 | 管理者 |
|--------------|------------|-----|
| 矢吹町一本木100番地1 | 矢吹球場 | 町長 |
| 〃 文京町118番地 | 矢吹中学校グラウンド | 校長 |

3 物資受入拠点

町は、県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、他市町村の物資受入拠点への積替え・配送等を行うための陸上の輸送拠点を指定する。

4 緊急輸送路等の耐震化

県緊急輸送路等及び町緊急輸送道路に面する建築物について、「矢吹町耐震改修促進計画」に基づき耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第9節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守るうえで重要となるため、町及び防災関係機関等は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊等の災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努め、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、町は、住民等の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所*や安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への移動を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。さらに、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努める。

なお、町は、感染拡大するおそれのある感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から県南保健所と連携の下、ハザードマップ等に基づき、必要に応じて自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行い、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

避難計画に定めるべき事項は、下記のとおりとする。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

1 避難指示等を行う基準

(1) 避難指示等の判断基準

避難指示等の判断基準については、「本編 第2章 第9節 第1 避難指示等の発令」に定めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、必要に応じて、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めて、上記の判断基準を策定する。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

ア 水害

福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、県南建設事務所等）、県

イ 土砂災害

福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、県南建設事務所等）、県

(3) 留意事項

ア 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

イ 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達方法については、「本編 第2章 第9節 第1 避難指示等の発令」に定めるものとする。

3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者*

避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者については、資料編のとおりである。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法

避難経路については、「本節 第5 避難路の選定」に定めるものとする。

誘導方法については、「本編 第2章 第9節 第4 避難の誘導」に定めるものとする。

5 指定避難所開設に伴う避難者救済措置に関する事項

- (1) 給水措置・給食措置
- (2) 毛布、寝具等の支給
- (3) 衣料、日用必需品の支給
- (4) 負傷者に対する応急救護
- (5) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- (6) 在宅避難者への支援

6 指定避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理・運営責任者（原則として町職員を指定）及び運営方法
- (2) 避難受入中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達

- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務

7 指定避難所の整備に関する事項

- (1) 受入施設
- (2) 給食・給水施設
- (3) 情報伝達施設
- (4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- (5) ペット等の保管施設

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等

9 広域避難に関する事項

町は、県と連携して、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

10 避難の心得、その他防災知識の普及・啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施や防災マップの配付等

第2 指定緊急避難場所*の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

また、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、がけ崩れ、大規模な火災、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。

(4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

2 管理者の同意等

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制の整備を行う。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所*の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、感染拡大するおそれのある感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所とするものとする。

指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示する。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者一人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とすること。
 - イ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
 - ウ 指定避難所の立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、あらかじめ当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

6 指定した避難所の運営・管理

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮する。

- (1) 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (2) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図る。
- (3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (6) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努める。
- (7) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努める。
- (8) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (9) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及・啓発等に努める。
- (10) 新型コロナウイルスを含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型

体温計の配備等適切な対応を講ずるよう努める。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受入れるための体制の整備を地域と協議のうえ、進める。

3 学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所及び指定避難所として機能させるため、防災担当部局、町教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

町は、指定避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議のうえ、公的宿泊施設、宿泊施設等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるため、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定

町が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準によりがたいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の住民等に対する周知

町は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのあ

る災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、矢吹町防災マップ（令和3年8月更新版）を各世帯に配布しており、また、町ホームページからも確認できる状況にある。

引き続き、防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したものの

第7 学校等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るものとする。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒（以下、「児童生徒等」という。）を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者

- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童生徒等の保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領、措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難対策

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保、病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、町、県及び関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

町は、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画

担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。

第9 平常時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組みの推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平常時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町は住民に対して、平常時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予想される。

このため、町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護活動体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

（1）町

町は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、自主防災組織や日赤奉仕団の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

また、必要に応じ県に支援を要請するとともに、県と協力して、関係機関との災害医療ネットワークの確立を推進する。

ア 救護所の指定、整備と住民への周知

イ 医療救護班編成体制の整備

ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請

（2）県及びその他の機関

ア 県の支援体制

（ア）統括調整機関としての県保健福祉事務所の機能強化

（イ）災害拠点病院の整備

（ウ）災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の編成計画及び救急医療資器材等の整備

（エ）（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、関係団体との協議・支援体制の整備

イ その他の機関

（ア）日本赤十字社福島県支部

（イ）（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県臨床衛生検査技師会及び（一社）福島県助産師会

（ウ）福島県薬剤師会

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

（1）町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

(2) 供給体制については、県及び県南保健所との協力により供給体制等の整備を図る。

3 血液確保体制の確立

(1) 町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及・啓発を図る。

(2) 町は、県の実施する血液製剤の輸送体制の活用を図る。

4 後方医療体制の活用

(1) 後方医療機関の活用

町は、災害時において救護所や救急告示医療機関等で対応できない重症者等の治療及び入院等の救護を行うため、県が整備する後方医療機関（二次医療圏単位に地域災害医療拠点病院）及び基幹災害医療拠点病院（後方医療機関の機能に、要員の訓練・研修機能を有する施設）の活用を図る。

なお、後方医療機関の主な機能は以下の3つである。

ア 既存入院患者などの治療の継続

イ 災害による傷病者の受入れ

ウ 救護班の派遣

(2) 後方医療機関等との情報連絡体制の整備

町は、町が設置する救護所と、医療機関及び消防機関等の間における情報連絡機能を確立するため、県が確立する広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

5 傷病者等搬送体制の確立

(1) 搬送手段の確保

町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

(2) 搬送経路及び搬送拠点の確保

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点の確保に努める。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制の確立に努める。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

町は県と連携し、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

町は県と連携し、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の整備

町は県と連携し、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

町は県と連携し、被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者等（以下、「患者等」という。）の発生が予測されることから、患者等の移送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時に多くの負傷者が発生した場合、町内医療機関における医師の不足及び医療品、医療資器材の不足等の問題が生ずる可能性がある。町及び関係医療機関は、広域かつ多くの救護を行うため、広域的な医療活動の応援協力を得るための調整・整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

町は、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療（助産）救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について、県、関係市町村及び関係機関との間で調整し、整備を図る。

第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、住民は、「最低3日・推奨1週間分」の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

(1) 町は、県が実施する食料供給体制の活用とともに、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の確保のため、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなど、食料の調達体制の整備に努める。

また、調達に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努める。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮する。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等の利用にも配慮して、備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講ずる。

(3) 町は、備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4) 町は県と連携し、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 町は、災害応急対策に従事する職員用として食料の備蓄に努める。

2 生活物資

(1) 町は、県が実施する生活物資供給体制の活用とともに、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活必需品の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなど、生活必需品の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

- (2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などとする。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討する。

- (3) 町は、備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は県と連携し、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

3 燃料

災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送車両の燃料の確保及び町役場防災拠点施設等の自家発電用燃料を確保するため、ガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、町内石油取扱業者等との災害時応援協定を締結することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努める。

また、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は避難者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討する。
- (3) 町は県と連携し、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町及び県は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な給水体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

町は、応急給水用として、給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

第3 物資等輸送力の把握

1 一般物資輸送力の確保

町は県と連携し、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数の把握や輸送事

業者等との災害時応援協定の締結に努め、一般物資輸送力の把握に努める。

2 燃料輸送力の把握

町は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者やタンクローリー等の台数など、燃料輸送力の把握に努める。

3 荷捌きスペースの確保

町は、支援物資の輸送を効率的に実施するための荷捌きスペースの確保に努める。

第4 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

- (1) 町、県警察（白河警察署）、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び県等は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、等）の整備充実を図る。
- (2) 町は、長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料品等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行う。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第6 罹災証明書発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、県が実施する住家被害の調査の担当者のための研修機会等を活用し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、県内統一された住家被害調査手法の確立へ向けて協力するものとする。

第12節 航空消防防災体制の整備

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、町は県及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）と連携し、消防防災ヘリコプター「ふくしま」の活用等、航空消防防災体制の整備を図る。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び範囲

消防防災ヘリコプターの活動の目的及びその範囲は次となる。

1 救急・救助活動

- (1) 陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- (2) 傷病者発生地域への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- (4) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (5) 遭難事故における捜索・救助
- (6) 建築物火災における捜索・救助
- (7) 大規模地震・がけ崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

2 災害応急対策活動

- (1) 地震、台風、豪雨・積雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (2) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (3) 道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (4) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

3 火災防御活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動
- (2) 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- (3) 交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

4 災害予防対策活動

- (1) 災害危険箇所等の調査
- (2) 各種防災訓練等への参加
- (3) 住民への災害予防の広報

5 広域航空消防防災応援活動

第2 場外離着場（臨時ヘリポート等）の確保

町のヘリコプター臨時離着陸場は、「第2編 第1章 第8節 第1 緊急輸送路の指定」のとおりである。

第13節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、過去の災害の教訓を踏まえ、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静かつ的確な対応ができるよう、居住地、職場、学校等において、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 一般住民に対する防災教育

1 防災知識の普及・啓発

町及び県、防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的な被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等を行う。さらに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進に努める。

2 実施の時期

| | | |
|------------------|-------------|--------------|
| (1) 風水害予防に関する事項 | | 5月～9月 |
| | 水防月間 | 5月1日～5月31日 |
| (2) 土砂災害予防に関する事項 | | |
| | 土砂災害防止月間 | 6月1日～6月30日 |
| | がけ崩れ防止週間 | 6月1日～6月7日 |
| (3) 火災予防に関する事項 | | |
| | 春季全国火災予防運動 | 3月1日～3月7日 |
| | 秋季全国火災予防運動 | 11月9日～11月15日 |
| (4) 雪害予防に関する事項 | | 12月～3月 |
| | 雪崩防災週間 | 12月1日～12月7日 |
| (5) その他災害に関する事項 | | |
| | 防災とボランティア週間 | 1月15日～1月21日 |
| | 防災とボランティアの日 | 1月17日 |
| | 防災週間 | 8月30日～9月5日 |
| | 防災の日 | 9月1日 |

3 普及の内容

町及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図るものとする。

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこま

- めな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点から家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 本計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
 - (3) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - (4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
 - (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難のルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
 - (6) 平常時から自分の避難を考える「マイ避難」の取り組み

4 普及の方法

町は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、県と連携しラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等の広報媒体の積極的な利用を図る。

5 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努める。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、宿泊施設等の不特定多数の者を受入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断、及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織の形成を図る。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努める。

2 学校行事における防災教育

学校は、防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施や、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図る。

3 教科等による防災教育

学校は、教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探究）の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断のもとに安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は県と連携し、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防団員等の防災教育

1 目的

住民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及・啓発と教育の充実を図ることにより、将来の消防防災を担うにふさわしい人材の育成に努める。

2 消防団員の教育訓練の充実強化

消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきており、町は白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）と連携し、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防団員等を養成するため、消防学校における教育訓練への参加を促し、充実強化を図る。

3 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要である。

また、東日本大震災を契機とした住民の防災意識の高揚や災害ボランティア活動への関心が高まりつつあることから、町は白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）と連携し、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者や防災担当者に、県等が実施する教育への参加を促し、防災意識の普及・啓発と教育の充実を図る。

第6 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

町は、県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組み

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第14節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、本計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

1 概要

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を定期的を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとし、町独自あるいは他の市町村との合同による総合的な防災訓練を毎年実施するよう努める。

なお、訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行う。

また、必要に応じて広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救援・救助等の通報、避難（広域避難を含む）、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

第2 個別訓練

1 概要

町及び防災関係機関は、上記第1に掲げる総合的な防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、か

つ、継続的に以下の個別訓練を実施するものとする。

また、町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、さらに情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。

なお、町は、水防法第32条の2の規定に基づき、水防団及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）への水防訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水時の情報の受伝達、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、防災無線、衛星携帯電話、緊急速報メール、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常用電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部員会議の招集、町に派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員の派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、住民や地域とともに、土砂災害時における情報の伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため消火、救出救助、避難誘導、給食給水等の訓練を

実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携の強化に努めるものとする。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般住民の訓練

町をはじめとした防災関係機関は、住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第4 訓練の評価と地域防災計画等への反映

町は、訓練の実施後においては本計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第15節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分周知し、防災活動の推進を図ることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点から、行政区単位の規模で編成する。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議のうえ、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づけを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所

- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所*、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

自主防災組織は町と連携し、万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用し、日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識と技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集・伝達訓練

災害時における町や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関等が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県南保健所等の指導のもと、適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配布方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができる体制を整備する。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は町と協力し、災害時に迅速かつ適切な活動を行うため、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、防災資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

- (1) 企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び各業界の民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努めるものとする。町及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (4) 県、商工会は、中小企業等による業務継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。なお、町及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。
- (5) 企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (6) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (7) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害から

の避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第5 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第16節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の避難行動時の特性と必要とする支援を把握し、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下、「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

1 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達、救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れるなど、救助体制の中に女性を位置づける。

- (1) 消防機関（白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）・矢吹町消防団）
- (2) 県警察本部（白河警察署）
- (3) 民生児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 行政区長
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者とかかわる者

2 避難行動要支援者名簿の範囲

(1) 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にあり、次の基準に該当するものとする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級の者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 75歳以上の高齢者

- オ その他災害時に支援を必要とする者
(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
イ 生年月日
ウ 性別
エ 住所又は居所
オ 電話番号その他連絡先
カ 避難支援等を必要とする事由
キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 必要な情報の入手方法

- (1) 町における情報の集約

町長は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

- (2) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報の提供を求め、必要な情報の取得に努める。

4 避難行動要支援者名簿の更新等

- (1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

- (2) 避難行動要支援者情報の提供及び共有

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して事前に名簿情報を提供する。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意を得られない場合は、この限りではない。

また、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するとともに、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して周知する。

5 情報漏洩防止措置

町は、避難支援等関係者に名簿情報を提供するにあたって、本人からの同意を得ることを前

提として矢吹町個人情報保護条例の規定に留意しつつ、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、次の措置を講ずる。

なお、避難支援関係者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

6 通知又は警告の配慮

町は、一人暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知機等の設置推進に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援者等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- (1) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらふことと併せて、避難支援関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらふ。
- (2) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- (3) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

第2 地域防災計画、個別避難計画に係る作成・活用方針等、条例において定める事項

1 地域防災計画において定める事項

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるとともに、本計画において以下の事項を定める。

- (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成期間、作成の進め方
- (2) 避難支援等関係者となる者
- (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 個別避難計画の更新に関する事項
- (5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例

町は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理する。

- (1) 個別避難計画の活用方法
- (2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組等
- (3) マイナンバーを活用する方針
- (4) 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- (5) 避難支援等関係者への依頼事項
- (6) 支援体制の確保
- (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (8) あらかじめ避難支援等関係者に個別避難計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (9) 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- (10) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (11) 避難行動要支援者の避難場所
- (12) 避難場所までの避難路の整備
- (13) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (14) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

3 条例の定めを検討すべき事項

- (1) 個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置
- (2) 個人番号の独自利用を行う事務
- (3) 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- (4) 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
- (5) 町内の機関間の特定個人情報の授受

第3 個別避難計画の策定

1 個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生児童委員、社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画には、本節第1の2（2）アからカまでに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 上記（1）（2）に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも、計画の活用に支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

2 個別避難計画の提供と活用

町は、本計画の定めるところにより、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮する。

3 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

第5 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性の確保に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、人手不足や照明の確保が困難であることなど悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制作りを行うものとする。

さらに、入所者を施設相互間で受入れるための協定を結ぶなど、施設が被災した後の対応についても検討する。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等への早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障がい（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気自動車等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第6 在宅者に対する対策

1 情報の伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に、音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において、住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第7 病院入院患者等対策

町は県と連携し、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の寝たきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な病室に受入れるなど、特別な配慮をするよう指導する。

第8 外国人に対する防災対策

町は県と連携し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努める。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所*、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

第9 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所*へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

第10 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が、避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮なされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所*の指定

(1) 町は、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定する。

また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

(2) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

(3) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 福祉避難所の指定状況については、資料編のとおりである。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

第17節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対する受入れに対し、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

なお、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、町は、町社会福祉協議会等と平常時から災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

なお、応急危険度判定士については、県において講習会を実施のうえ、認定登録を行い、町は災害時にその情報の提供を受けるものとする。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 町、県からの情報共有

ボランティアが活動を行うにあたって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町及び県は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努める。

2 コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートをを行うボランティアセンターの体制を整備する。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、町及び県は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア活動保険

町及び県、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及・啓発を図る。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格を持つ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験を持つ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務の知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は県と連携し、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーター等を社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

第18節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底するとともに、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

町は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）と連携し次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

3 安全対策の強化

町は白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）と連携し、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 高圧ガス施設災害予防対策

1 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮し、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県は、高圧ガス製造事業者等及び関係団体の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 高圧ガス設備の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

イ 福島県高圧ガス地域防災協議会、(一社)福島県LPガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び(一社)福島県冷凍空調設備工業会の育成及び自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。

ウ 高圧ガス危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

エ 災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について、指導を実施するものとする。

第3 毒物・劇物施設災害予防策

1 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、浸み出し若しくは流れ出し又は地下に浸み込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備するものとする。

2 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法（以下、この項目について「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについて、定期自主点検を徹底するものとする。

また、輸送時においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守する。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危険防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

毒物劇物取扱事業者は、取扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県は、毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 法に基づく製造、貯蔵、取扱い、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。

イ 予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等に対し、災害時危害防止対策や定期自主点検の実施を指導し、災害防止の徹底を図るものとする。

第19節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面で企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協定

1 県内市町村間の相互応援協定

町は、県内市町村間の相互応援協定について、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間での相互応援協定の締結を検討する。

2 県外の市町村との相互応援協定

災害発生時は、県外市町村との相互応援協定による職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどが有効となるため、町は県外市町村との相互応援協定の締結を検討する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

町は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要となる場合に備え、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体との応援協定の締結を推進する。

1 食料、生活必需品等の供給

町は、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等、店舗や流通に在庫を有する企業等との食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進し、災害発生後の時間経過により変化する被災者のニーズに応じた物資の調達を行える体制の整備を図る。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、物資の管理、受払い、運送業務を委託できる運送業者等と災害時における物流・物資配送等に関する災害時応援協定の締結を推進する。

また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

3 徒歩帰宅者への支援

町は、大規模な災害発生時に交通機関が麻痺した場合など、災害情報や休憩場所等を提供し、徒歩帰宅者や帰宅困難者の支援を行う。

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする*。

【*：「資料編 2. 協定等」参照】

第4 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、協定締結先においては、災害発生時に町等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町及び防災関係機関は、町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び本計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

なお、文中の「部長」「班長」等の名称は、災害対策本部組織においてその職に至ることとなる行政組織の職名を読み替える。

第1 災害応急対策の防災行動計画

1 防災行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、町、県、及び防災関係機関並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、町における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

2 防災行動計画の作成

町は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるとともに、防災行動計画と併せ、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模災害時における業務継続体制の確保を図る。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

なお、災害応急対応の着手時期や内容は、災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応すべきものであることに留意する。

3 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおりである。（時間は目安であり、災害の態様によって変化する）

(1) 気象警報等の発表中

- ア 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- イ 職員の緊急参集
- ウ 指揮体制確立
- エ 被害情報の収集
- オ 河川等の警戒監視の強化
- カ 避難指示等の発令
- （ア）高齢者等避難

- a 指定避難所*の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、担当職員のパ遣）
- b 避難行動要支援者の所在確認、避難場所への誘導
- c 一般住民の避難準備
- d 児童生徒等の安全確保

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

(イ) 避難指示

- a 一般住民の避難、指定避難所への受入れ
- b 避難所備蓄物資による対応
- c 避難者の状況把握（避難者リスト*作成準備）

【*：「様式編 様式8 避難所収容者名簿」参照】

(ウ) 緊急安全確保

避難しそびれた住民の移動避難、屋内での待避等安全確保措置

キ 指定避難所の開設

(2) 災害発生後1時間以内

- ア 職員の緊急参集
- イ 被害情報の収集報告
- ウ 災害対策本部の設置及び指揮体制確立、本部員会議の開催、住民へ向けての町長メッセージ発出
- エ 通信連絡網の確立
- オ 住民に向けての情報提供
- カ 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- キ 被害状況により自衛隊等の出動要請準備、派遣要請
- ク 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

(3) 災害発生後3時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による他市町村、県等への応援要請
- イ 応急給水
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(4) 災害発生後6時間以内

- ア DMA T、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧
- ウ 被害状況とともに、安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

第2 災害対策本部設置前の体制

まちづくり推進課長は、気象警報の発表及び地震の発生等により災害が発生するおそれがあると認めた場合は、事前配備若しくは警戒配備をとり、気象情報・地震情報及び災害関連情報の収集を行うものとする。

1 災害対策本部設置前の体制

災害発生時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりがその後の防災対策の成否を左右することとなるため、災害対策本部設置前の体制として、また災害対策本部に円滑に移行できる体制として、事前配備・警戒配備をとり、初動体制に万全を期するものとする。

2 配備基準及び配備内容

(1) 一般災害

「本章 第2節 第1 1 災害対策本部設置前の体制」に定める、「事前配備」若しくは「警戒配備」のとおりである。

(2) 地震災害

「第3章 第2節 第1 1 災害対策本部設置前の体制」に定める、「警戒配備」のとおりである。

3 配備の解除

(1) 一般災害

気象警報等が解除され、災害発生の危険性が解消されたと認めるとき、配備を解除する。

(2) 地震災害

災害発生の危険性が解消されたと認めるとき、配備を解除する。

4 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用等が想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、第一非常配備・第二非常配備に切り替え、災害対策本部を設置する。

第3 災害対策本部の設置

町長は、災害が発生し、又は、発生するおそれがあると認めるときは、第一・第二非常配備の非常配備体制をとるとともに、災害対策会議又は法第23条の2に基づく災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るものとする。

1 設置基準及び配備内容

(1) 一般災害

「本章 第2節 第1 2 災害対策本部設置後の体制」に定める、「第一非常配備」若しくは「第二非常配備」のとおりである。

(2) 地震災害

「第3章 第2節 第1 2 災害対策本部設置後の体制」に定める、「第一非常配備」若しくは「第二非常配備」のとおりである。

2 災害対策本部の解散時期（解散基準）

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、災害発生後における災害応急対策が概ね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

また、災害救助法の基準により設置した場合は、基準に基づく救助が完了した場合に解散す

る。

3 設置及び解散の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県、近隣の関係する市町村、防災関係機関及び住民に通知する。

□ 災害対策本部設置・廃止の通知先

| 通知及び公表先 | 通知及び公表の方法 |
|----------------|--|
| 庁内各班 | 庁内放送、携帯電話、メール |
| 一般住民 | 防災無線、広報車、緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページ、報道機関 |
| 県 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 県南地方振興局 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 白河地方広域市町村圏消防本部 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 白河警察署 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 近隣市町村 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 報道機関 | 災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX |

4 災害対策本部設置の場所

災害対策本部は、矢吹町役場庁舎内に設置するものとする。なお、庁舎被災時等のために庁舎に本部設置が不可能な場合は、次の順序により災害対策本部の設置場所を変更する。

- (1) 矢吹町文化センター
- (2) 矢吹町保健福祉センター

なお、町災害対策本部設置場所の玄関には、「矢吹町災害対策本部」の標識を掲示する。

5 町長不在時の決定者

大規模災害発生時に町長の不在等で、町長による対策本部の設置決定が困難な場合は、副町長、総務課長、まちづくり推進課長の順に決定し、それも困難な場合には災害対策本部組織編成表の順とする。

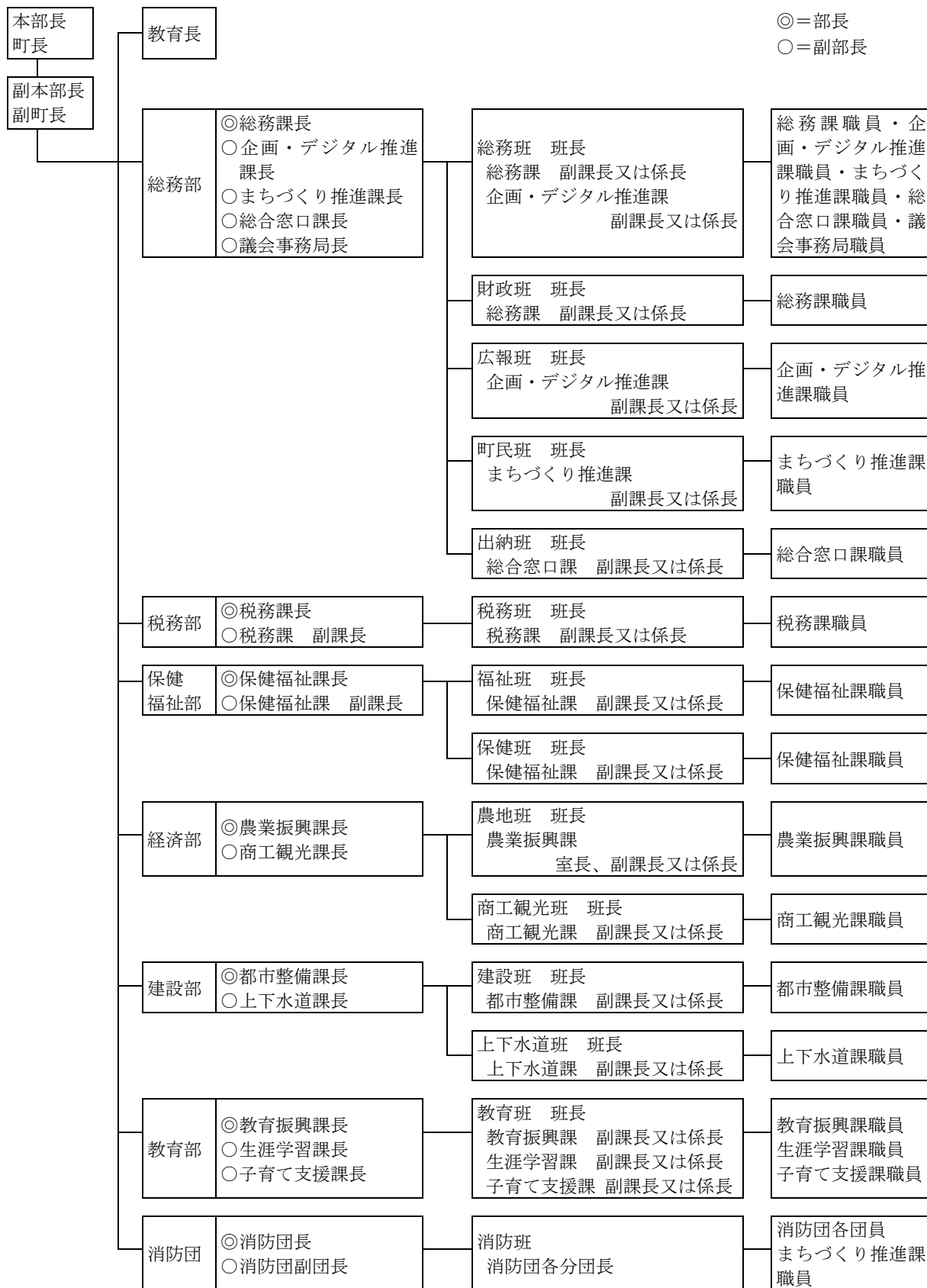
6 災害対策本部の組織及び編成

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長には町長をもって充てる。その組織編成は「矢吹町災害対策本部条例」(昭和37年12月矢吹町条例第26号)*の定めるところにより、下記のとおりとする。

【*：「資料編 1. 条例等関係 (2) 矢吹町災害対策本部条例」参照】

□ 災害対策本部の組織



(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、下記のとおりとするが、災害の状況により、対策本部の任務以外の業務が発生した場合は、その都度本部長がこれを指示するものとする。

□ 各部所掌事務

| | 所掌事務 |
|---------|--|
| 各部班共通事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）の命ずる応急対策に関すること。 2 所掌事務に係る関係部署・防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。 4 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 5 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。（町指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。） 6 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 7 所属職員及び家族の安否確認、被害状況の把握、所属職員の参集状況の把握に関すること。 8 部内の対応要員の確保に関すること。 9 部内の応援及び他の部から要請のあった場合における対応要員の派遣に関すること。 10 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。 11 指定避難所の開設・収容、運営・管理、閉鎖に伴う動員に関すること。 12 物資集積所の管理及び救援物資の仕分け・配分・給付への協力に関すること。 13 罹災証明書（住家）・被災証明書等の各種証明に伴う調査、証明書の発行への協力及び動員に関すること。 14 部班の連絡調整に関すること。 |

| 部 | 班 | 所掌事務 |
|-----|-----|--|
| 総務部 | 総務班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本部設置、運営に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 県に対する応援要請に関すること。 4 他市町村との相互応援・協力に関すること。 5 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。 6 気象情報、地震情報及び災害情報の収集・伝達に関すること。 7 自衛隊派遣要請依頼及び活動状況の把握に関すること。 8 消防団、広域消防機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 9 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び開設に関すること。 10 災害救助法の適用に関すること。 11 災害救助基金の運用に関すること。 12 災害弔慰金の支給に関すること。 13 罹災救助基金の申請に関すること 14 各部及び部内の連絡調整に関すること。 15 被害状況の取りまとめに関すること。 16 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 17 職員の非常召集に関すること。 18 町内に対する職員の派遣及び派遣のあっ旋に関すること。 19 議会との連絡調整に関すること。 |

| 部 | 班 | 所掌事務 |
|-------|-----|--|
| | | 20 公用車の集中配置に関する事。 21 その他、各部、班の応援協力に関する事。 22 防災無線等の運用に関する事。 23 避難情報の発令並びに警戒区域の設定に関する事。 24 庁舎及び付属施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 25 応援職員の受入れに関する事。 |
| | 財政班 | 1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 応急復旧資金に関する事。 3 災害支援資金の貸付に関する事。 |
| | 広報班 | 1 広報紙、広報車等による住民への広報活動に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 3 災害写真の撮影、収集に関する事。 4 被害統計に関する事。 |
| | 町民班 | 1 災害廃棄物及びし尿の収集処理に関する事。 2 遺体の埋火葬に関する事。 3 公害対策に関する事。 4 ペット避難対策に関する事。 5 災害廃棄物仮置場の設置及び管理に関する事。 6 被災建造物撤去（公費解体）に関する事。 |
| | 出納班 | 1 災害応急対策に要する経費の経理に関する事。 2 災害救助金の出納に関する事。 3 預金通帳、証券等重要財産の確認に関する事。 |
| 税務部 | 税務班 | 1 税の減免及び猶予措置に関する事。 2 固定資産の被害調査に関する事。 3 罹災証明書（住家）・被災証明書に関する事。 |
| 保健福祉部 | 福祉班 | 1 部内の総括連絡調整に関する事。 2 罹災者に対する援護対策に関する事。 3 要配慮者対策に関する事。 4 避難行動要支援者名簿の整備、運用に関する事。 5 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。 6 救援物資の仕分け・配分・給付に関する事。[農地班・商工観光班と合同] 7 炊き出し等食料対策に関する事。 8 災害ボランティアの応援要請及び受入れなど活動支援に関する事。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 10 指定避難所の管理及び収容、運営に関する事。 11 福祉避難所に関する事。 12 生活保護世帯、高齢者世帯、心身障がい者（児）世帯、母子世帯の援助対策に関する事。 13 災害義援金品の受付に関する事。 |
| | 保健班 | 1 救護所の開設に関する事。 2 医療及び助産に関する事。 3 感染症の予防及び防疫に関する事。 4 医薬品その他衛生資材の確保及び配付に関する事。 5 被災者に対する健康相談・調査・指導、メンタルケアに関する事。 |

| 部 | 班 | 所掌事務 |
|-----|-------|---|
| | | 6 避難所の被災者に対する健康対策に関すること。 |
| 経済部 | 農地班 | 1 物資集積所の管理及び救援物資の仕分け・配分・給付に関すること。[福祉班・商工観光班と合同] 2 農産物の被害調査及びその応急対策に関すること。 3 農業気象に関すること。 3 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 5 農地、農業用施設の被害状況及び応急対策に関すること。 6 農業水利の確保に関すること。 7 被災農業者に対する農林金融及び農業災害補償に関すること。 |
| | 商工観光班 | 1 物資集積所の管理及び救援物資の仕分け・配分・給付に関すること。[福祉班・農地班と合同] 2 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 観光施設との連絡及び連携に関すること。 4 商工業者に対する金融のあつ旋に関すること。 |
| 建設部 | 建設班 | 1 道路、橋りょう、河川その他の公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び応急対策に関すること。 3 障害物の除去及びがれきの処理に関すること。 4 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 応急仮設住宅に関すること。 6 住宅その他建築物の応急修理に関すること。 7 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 8 被災者の住宅対策に関すること。 9 必要資機材、車両、材料等の調達に関すること。 |
| | 上下水道班 | 1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 災害時の飲料水の確保及び供給に関すること。 3 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 |
| 教育部 | 教育班 | 1 公立学校施設、特定教育保育施設、社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 被災した児童生徒等の被災状況調査及び応急救護、健康管理等に関すること。 3 被災した児童生徒等の学用品の支給に関すること。 4 指定避難所等の提供及び補助に関すること。 5 学校給食に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 |
| 消防団 | 消防班 | 1 救助・救急及び避難誘導に関すること。 2 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。 4 危険物等の措置に関すること。 5 災害時の情報収集に関すること。 6 その他消防・公安に関すること。 7 災害時における交通規制の協力に関すること。 8 水防活動に関すること。 |

(3) 本部員会議

本部長は、災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を定期的
に開催し、次の基本方針を決定する。

また、本部員会議には、本部長の要請により防災関係機関*（自衛隊、白河警察署、白河
地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、応援市町村、医療関係者、物資関係者等）の代
表や国の情報連絡員並びに県情報連絡員をオブザーバーとして参加させ、意見を聞くことが
できる。

ア 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

イ その他重要事項に関すること。

【*：「資料編 7. その他 (2) 防災関係機関連絡先一覧」参照】

(4) 現地災害対策本部

ア 設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進するうえで必要があると認めるときは、
現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速かつ
機動的に実施する。

イ 組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、
本部員の中から現地対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地対策
本部を設置することができる。

ウ 所掌事務

現地災害対策本部の所掌事務は、その都度、本部長が定める。

(5) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合においては、重複する要因の所在調整、情報の収集、連絡、調整
のための要員の相互派遣、担当課による合同会議の開催等に努める。

(6) 記録の励行

本部長の発する指令等及び各部長が発する指示、連絡等の伝達並びに現地対策本部等から
の報告、要請、照会等の受領にあたる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれ
を記録し、その伝達及び受領の確認をする。

第4 国・県の現地対策本部との連絡調整

町は、国あるいは県の災害対策本部による現地対策本部が設置された場合、当該現地対策本部
と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行う。

第5 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実
施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制についても、県の指
導のもと、あらかじめ定めておくものとするが、原則として「矢吹町災害対策本部組織」と同様

の体制とする。

第6 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第7 新型コロナウイルス等の感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

□ 工夫の例

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・ 電話やTV会議システム等の活用

(1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における町災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にし、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置前の体制

(1) 事前配備及び警戒配備

〔指揮者〕 まちづくり推進課長

| 種別 | 配備時期 | 配備内容 |
|------|--|---|
| 事前配備 | 1 気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。 2 その他、特に町長が必要と認めたとき。 | まちづくり推進課、都市整備課の少数の職員をもって当るもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 |
| 警戒配備 | 1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき。 3 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 4 その他、特に町長が必要と認めたとき。 | 予想される災害に関係する課で所要の人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害発生とともに、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。 |

2 災害対策本部設置後の体制

※記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報及び、特別警報が発表されたときは、災害対策本部が自動設置される。

(1) 第一非常配備

〔指揮者〕 本部長（町長）

| | | |
|--------|---|--|
| 第一非常配備 | 1 町内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 2 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき。 5 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。 6 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 7 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。 【配備要員：対策本部各部班概ね1／3】 | 災害発生に関係する各部各班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連携を密にし、協力体制を強化する。 |
|--------|---|--|

(2) 第二非常配備

〔指揮者〕 本部長（町長）

| | | |
|--------|--|--|
| 第二非常配備 | 1 町内の複数又は全域で災害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁 HP）により、町域内に「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき。 4 被害が甚大と予想されるとき。 5 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。 | 災害対策本部の各部各班の概ね全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する。 |
|--------|--|--|

※ 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変に配備体制を整えるものとする。

※ 災害対策本部体制における配備要員の数については、1日3交代を基本とし、各部・班の災害対応の状況に合わせ必要な人員を配備するものとする。

第2 各配備下における活動要領

1 事前配備

上記1の配備基準により、配備区分が「事前配備」に区分される配備となった場合、まちづくり推進課及び都市整備課のあらかじめ定められた職員は、次の措置を講じ、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制を整える。

- (1) まちづくり推進課長は、県、その他の機関と連絡をとり、必要に応じて気象情報、対策情報等を防災無線、広報車、その他の方法により住民に伝達するとともに、現地の情報を収集する。
- (2) まちづくり推進課長は、雨量、水位、流量、風向、風速等に関する情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集する。
- (3) まちづくり推進課長は、必要に応じ町長に報告するとともに、関係課長に連絡する。

2 警戒配備

上記第1の配備基準により、配備区分が「警戒配備」に区分される配備となった場合、あらかじめ定められた職員は、次の措置を講ずる。

- (1) 各課長は、必要に応じて参集し、相互に情報を交換して、当該情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 警戒配備につく職員は、所属する課等の所定の場所に待機する。
- (3) まちづくり推進課長は、検討結果を町長へ報告のうえ、指示を仰ぐものとする。
- (4) 町長は、必要に応じて避難勧告等を発令するとともに、必要な指示をまちづくり推進課長に伝達する。
- (5) 各課長は、まちづくり推進課長からの情報又は連絡に即応して、随時、待機職員に対して必要な指示を行う。
- (6) まちづくり推進課長は、災害の状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要

に応じ、県、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

3 第一非常配備（災害対策本部体制）

- (1) 第一非常配備は、災害対策本部を設置するとともに、災害応急対策活動を開始するものであり、災害対策本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部を本部長の指定する場所に開設する。
- (2) 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (3) 本部総務部長は、本部員と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について本部長に報告する。
- (4) 本部長は、情報共有と効率的な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、県情報連絡員等防災関係機関連絡員の派遣を要請するとともに、受入体制を整備する。
- (5) 各部長は、次の措置をとるとともに、その状況について随時本部長に報告する。
 - ア 状況を所属職員に徹底させ、所要の人員を配置する。
 - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
 - ウ 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - エ 必要に応じ、災害応急対策活動を実施する。
- (6) 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。
- (7) 本部長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。

4 第二非常配備（災害対策本部体制）

第二非常配備が指令された後及び災害が発生した後は、各部長は、災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況について、随時本部長に報告する。

第3 配備人員

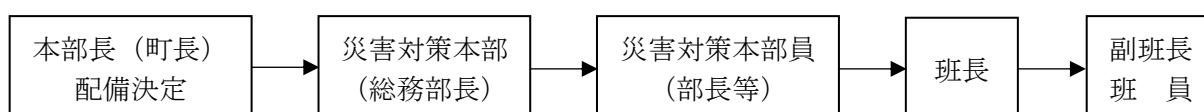
配備人員は、「配備編成計画」において、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとし、その際、職員配備のローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、町役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

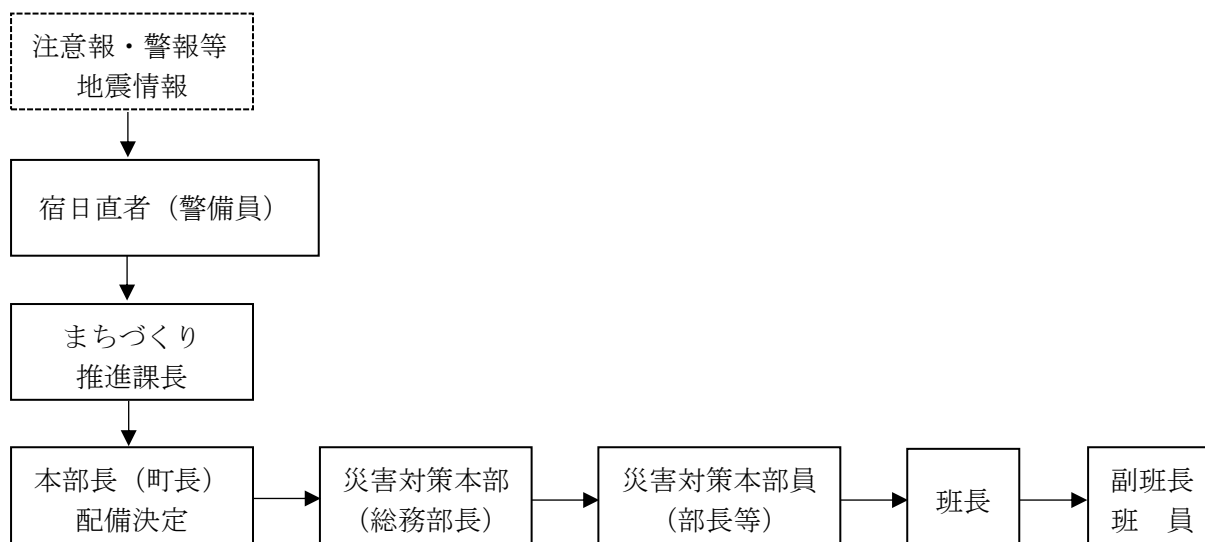
第4 動員伝達方法

- (1) 勤務時間内における動員の伝達は、総務部長（総務課長）より、各班長を通じて庁内電話、口頭等により行う。



- (2) 夜間や休日等勤務時間外における動員の伝達は、次の方法により行う。

- ア 宿日直者が関係行政機関から非常配備に該当する注意報や警報等を受けた場合は、直ちにまちづくり推進課長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- イ 通報を受けたまちづくり推進課長は、町長に直ちに連絡し、町長が配備決定した場合、総務部長（総務課長）が各部長を通じて一般加入電話、携帯電話により伝令を行う。



第5 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参加し、配備につく。ただし、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、直ちにその状況について、所属長に報告する。

また、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参加できないときは、最も近い町の機関、施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

- (1) 災害対策本部の各班長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況について、各部長を通じ、総務部長に報告する。その際、職員や家族の安否確認を併せて行うものとする。
- (2) 総務部長は、職員の配備状況及び安否状況を取りまとめ、本部長に報告する。
- (3) 本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める場合は、各班長に応援の指示を行う。

第7 消防団員の動員

1 動員命令

消防団*の動員命令は、本部長（町長）が消防団長に対して行い、消防団長は、各分団に対

して次のとおり命令する。

- (1) 動員を要する分団名
- (2) 動員の規模
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 装備等
- (5) 集合時間及び集合場所
- (6) その他必要と認める事項

【*：「資料編 7. その他 (3) 消防団の組織等」参照】

2 動員の規模

動員の規模については、本部長（町長）と消防団長が協議のうえ、決定する。

第3節 災害情報の収集・伝達

町の区域に風水害等の災害が予想されるとき、予警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。

また、町の区域に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って町及び県や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっている。

住民は、町から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は町が発令する避難情報等よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報等が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

□ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

| 情報 | とるべき行動 | 警戒レベル |
|--|--|--------------|
| 大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布 「災害切迫」(黒) | 地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。 | 警戒レベル5 相当 |
| 土砂災害警戒情報 危険度分布 「危険」(紫) 氾濫危険情報 | 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。 | 警戒レベル4 相当 |
| 大雨警報(土砂災害)洪水警報 危険度分布 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 | 地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりし | 警戒レベル3 相当 |

| 情報 | とるべき行動 | 警戒レベル |
|--|--|--------------|
| | てください。 | |
| 危険度分布 「注意」(黄) 氾濫注意情報 | 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。 | 警戒レベル2 相当 |
| 大雨注意報 洪水注意報 | 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。 | 警戒レベル2 |
| 早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して、 [高]又は[中]が予想 されている場合 | 災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。 | 警戒レベル1 |

※キキクル：大雨による災害発生危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称
(資料：気象庁ホームページを元に作成)

第2 気象特別警報・警報・注意報等について

1 定義と種類について

(1) 定義

予 報：観測の結果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ
が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警 報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがある場
合、その旨を警告して行う予報

注 意 報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪により、災害が発生するおそれがある場合、その
旨を注意して行う予報

(2) 種類

ア 特別警報

(ア) 気象特別警報

- a 大雨特別警報【警戒レベル5相当情報】
- b 大雪特別警報
- c 暴風特別警報
- d 暴風雪特別警報

イ 警報

(ア) 気象警報

- a 大雨警報【警戒レベル3相当情報】
- b 大雪警報
- c 暴風警報

d 暴風雪警報

(イ) 洪水警報【警戒レベル3相当情報】

(ウ) 水防活動用気象警報（大雨警報又は大雨特別警報をもって代える。）

(エ) 水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える。）

(オ) 福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報

（阿武隈川上流：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）

ウ 注意報

(ア) 気象注意報

a 大雨注意報【警戒レベル2】

b 大雪注意報

c 強風注意報

d 風雪注意報

e その他の気象注意報

（濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷（雪）、霜、低温、融雪）

(イ) 洪水注意報【警戒レベル2】

(ウ) 水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える。）

(エ) 水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える。）

(オ) 福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報

（阿武隈川上流：氾濫注意情報の表題で発表）

(注) 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

エ 情報

(ア) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

なお、雨を要因とする特別警報が発表された場合は、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。なお、会津では、大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、気象庁から発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(エ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(カ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(キ) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(ク) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

オ その他

(ア) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※「光化学スモッグ注意報」等は、県の発令基準により発令され、注意報基準は、オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときである。

(ウ) 大気汚染気象通報

2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

(1) 特別警報、警報、注意報等発表の細分区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

□ 矢吹町の細分区域

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| 県予報区 | 一次細分区域 | 市町村をまとめた地区 | 二次細分区域名(市町村) |
| 福島県 | 中通り | 中通り南部 | 矢吹町 |

(2) 発表基準

ア 特別警報

| 現象の種類 | 基準 |
|-------|-------------------------------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予測される場合 |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され |

| | |
|-----|--|
| | る場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

□ 雨を要因とする特別警報の指標

| |
|---|
| 大雨特別警報の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km 四方）毎に設定している。 |
| 大雨特別警報（浸水害） ●表面雨量指数：基準値以上となる1kmメッシュが概ね30個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ●流域雨量指数：基準値以上となる1kmメッシュが概ね20個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 |
| 大雨特別警報（土砂災害） ●過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1kmメッシュが概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該メッシュが存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。 |

□ 台風等を要因とする特別警報の指標

| | |
|---|--|
| 「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 | |
| 台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。 | 温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。 |

□ 雪を要因とする特別警報の指標

| |
|---|
| 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。 |
|---|

イ 警報

| 種類 | 発表基準 |
|-----|--|
| 暴風 | 暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 暴風雪 | 雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 大雨 | 大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| 洪水 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられ |

| 種類 | 発表基準 |
|----|--------------------------------|
| | る。 |
| 大雪 | 大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 |

ウ 注意報

| | |
|-------|--|
| 強風 | 強風により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 風雪 | 雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 |
| 大雨 | 大雨により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 洪水 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 大雪 | 大雪により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 濃霧 | 濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 雷 | 落雷等により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。 |
| 乾燥 | 空気の乾燥により、火災が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 |
| なだれ | なだれにより、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 着氷・着雪 | 著しい着雪氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 |
| 霜 | 霜により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 |
| 低温 | 低温により、災害が発生すると予想される場合。 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 |
| 融雪 | 融雪により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |

※ 平地：標高が概ね 300m未満、山沿い：標高が概ね 300m以上、ただし、中通り南部の白河（標高 355m）は平地扱いとする。

□ 矢吹町の警報・注意報発表基準

令和4年5月26日現在

| | | | |
|-------------|--|---|--------------|
| 発表官署／担当区域 | | 福島地方気象台 | |
| 府県予報区 | | 福島県 | |
| 一次細分区域 | | 中通り | |
| 市町村等をまとめた区域 | | 中通り南部 | |
| 警報 | 大雨 | 浸水害 | 表面雨量指数基準：19 |
| | | 土砂災害 | 土壌雨量指数基準：150 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準：泉川流域=15.5、隈戸川流域=19.6 | |
| | | 複合基準※ ¹ ：阿武隈川流域=(8, 37.5) | |
| | 暴風 | 平均風速：18m/s | |
| | 暴風雪 | 平均風速：18m/s 雪を伴う | |
| 大雪 | 12時間降雪の深さ 30cm | | |
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準：10 | |
| | | 土壌雨量指数基準：94 | |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準：泉川流域=12.4、隈戸川流域=15.6 | |
| | | 複合基準※ ¹ ：阿武隈川流域=(5, 33.3)、隈戸川流域=(8, 12.5) | |
| | 強風 | 平均風速：12m/s | |
| | 風雪 | 平均風速：12m/s 雪を伴う | |
| | 大雪 | 12時間降雪の深さ 10cm | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | 融雪により被害が予想される時 | |
| | 濃霧 | 視程：100m | |
| | 乾燥 | ①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8 m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60% | |
| | なだれ | ①24時間降雪の深さが 40 cm以上 ②積雪 50 cm以上で日平均気温 3℃以上の日が継続 | |
| | 低温 | 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期（中通り南部の平地）：最低気温が-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続くとき | |
| 霜 | 早霜、晩霜期に概ね 2℃以下 (早霜期は農作物の育成を考慮し実施する) | | |
| 着氷・着雪 | 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合 | | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量：100mm以上 | |

※1：(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

【警報・注意報基準の解説】

- (1) 本表は、気象・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 地震等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html）を参照のこと。

エ 指定河川洪水予報

阿武隈川上流の洪水予報（福島地方気象台と国土交通省福島河川国道事務所が共同して発表する）

(ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。

高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。

いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(エ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

□ 基準地点と基準水位

| 観測所名 | 水防団待機水位 (通報水位) | 氾濫注意水位 (警戒水位) | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) | 計画高水位 |
|------|-------------------|------------------|--------|----------------------|-------|
| 玉城橋 | 3.60m | 4.80m | 5.20m | 6.10m | 6.30m |

□ 洪水予報を実施する河川の区域

| 河川名 | 左右岸 | 区 域 |
|------------|-----|---------------------------------------|
| 阿武隈川 上流 | 左岸 | 矢吹町中沖 727 番 1 地先の県道橋下流端～福島・宮城県境まで |
| | 右岸 | 玉川村大字小高字石場 37 番 7 地先の県道橋下流端～福島・宮城県境まで |

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予想に基づく予想雨量が、1 km メッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合

カ 顕著な大雨に関する気象情報

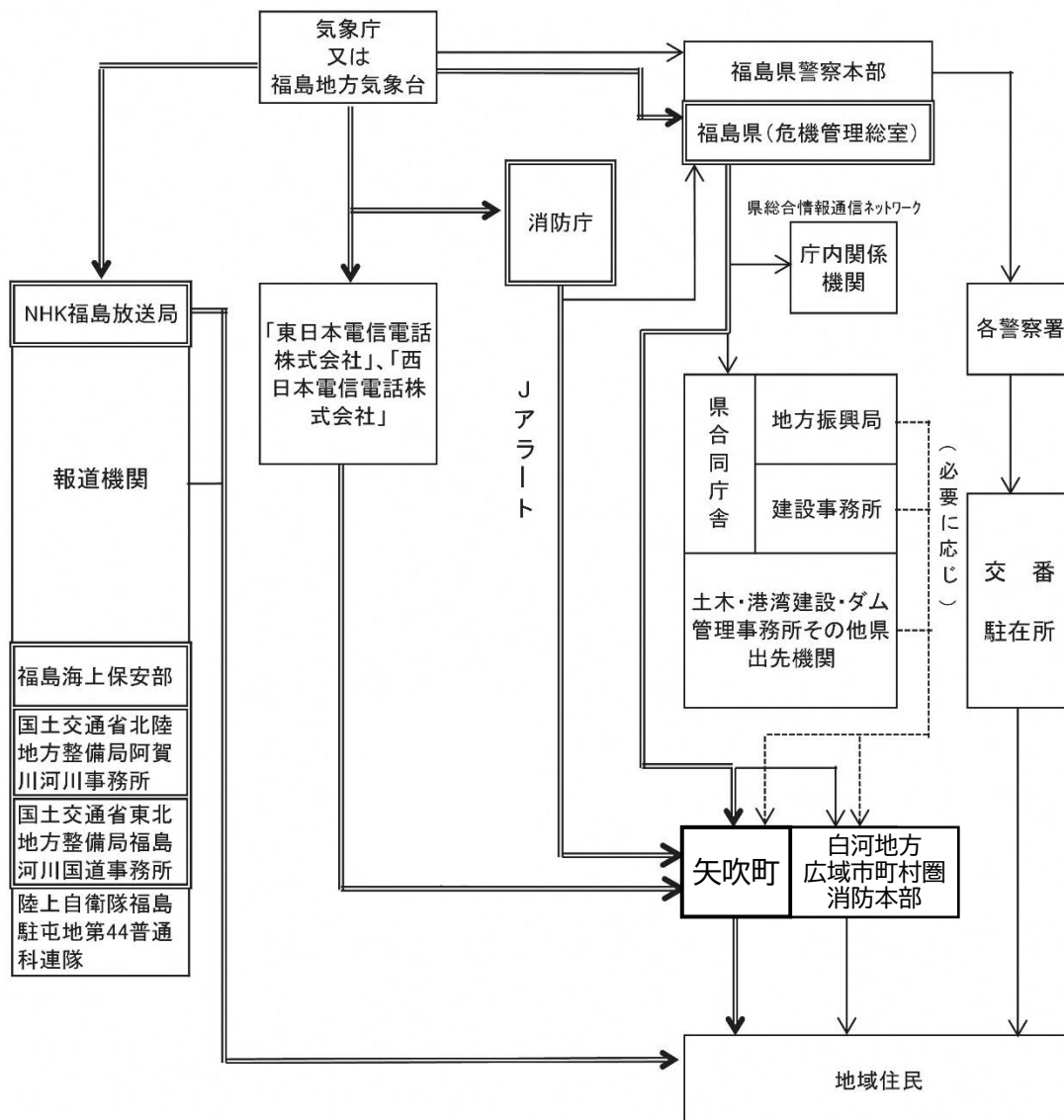
以下（ア）～（エ）すべての条件を満たした場合。

(ア) 解析雨量(5 km メッシュ)において前 3 時間積算降水量が 100mm 以上の分布域の面積が

500 km²以上

- (イ) 上記(ア)の形状が線状(長軸・短軸比2.5以上)
 - (ウ) 上記(ア)の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
 - (エ) 上記(ア)の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過
- ※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。
- キ 記録的短時間大雨情報
大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合
- ク 注意報・警報等の伝達系統
防災気象情報の伝達系統図は下記による。

□ 防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)気象業務法第15条の2
 ※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
 ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)

ケ 特別警報の伝達

- (ア) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに町に伝達する。
 - (イ) 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。
 - (ウ) 東(西)日本電信電話(株)は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに町に通知するよう努める。
 - (エ) NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。
- (3) 地震後等の警報等暫定基準の設定
- ア 暫定基準を設定する警報等
 - (ア) 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)、大雨注意報
 - a 震5強以上の地震を観測した場合

- b 地震以外のその他の事象（台風などにより広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

- a 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- b 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- c その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱性が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立したうえで、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。

なお、(ア)、(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪等に関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、広範囲の地盤沈下等の状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

- (ア) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）

ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

- (イ) その他の事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

3 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに白河警察署長及び町長に通報する。

(3) 関係機関への通報

町長は、上記によって、次のような事項に該当する異常現象を知った場合、災害対策基本法第54条第4項に基づき、速やかに福島地方气象台に通報し、また、災害の予想される他の市町村長等に対して通報する。

ア 気象に関する事項（著しく異常な気象、例えば竜巻、強い降雪）

イ 地象に関する事項（地震）

4 関係機関、住民等に対する周知・伝達

町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に

関する予報若しくは警報を知ったとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達するとともに、その内容に応じて、防災無線及び広報車等により住民その他関係のある公私の団体へその状況の周知徹底を図る。

なお、特別警報の情報を受けた場合、気象業務法第15条の2に基づき、直ちに住民等や関係機関に周知の措置をとらなければならない。

- (1) 勤務時間内における注意報、警報、土砂災害警戒情報等（気象情報）及び火災気象通報の受信はまちづくり推進課が担当し、関係各課へ伝達*する。
- (2) 夜間や休日等勤務時間外における上記（1）の受信、伝達にあたっては、宿日直員（警備員）がこれにあたり、事後速やかにまちづくり推進課長に報告するとともに下記により公表・周知する。

【*：「様式編 様式1 気象通報等受理伝達簿」参照】

□ 周知・伝達方法

| 周知・伝達先 | 周知・伝達の方法 |
|----------------|--|
| 庁内各課 | 庁内放送、携帯電話、メール |
| 一般住民 | 防災無線、広報車、緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページ、報道機関 |
| 県 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 県南地方振興局 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 白河地方広域市町村圏消防本部 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 白河警察署 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 近隣市町村 | 有線電話、県総合情報通信ネットワーク |
| 報道機関 | 災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX |

第3 被害状況等の収集・報告

1 被害状況等の調査・収集

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想されるときは、天候状況を勘案しながら、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行うものとし、災害による被害が発生した場合における各部門別の被害状況は、災害対策本部の事務分掌により、それぞれの所

管事項に関し、関係各班において掌握する。

- (1) 被害状況の収集は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察本部（白河警察署）等の防災関係機関との連携のもとに行う。
- (2) 被害状況の調査は、町の職員が巡回して行うことを原則とし、必要に応じ消防団員、行政区長等から情報を得る。
- (3) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
- (4) 上記（3）の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
- (5) 職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行い、所属長へ直ちにその状況を報告する。
- (6) SNS、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行う。

2 被害状況の集約

災害による被害の状況は、各部門の状況を各部ごとに取りまとめ、本部総務部に報告する。本部総務部長は各部門の被害状況を取りまとめ、本部長へ報告する。

3 被害状況等の報告方法

- (1) 町及び防災関係機関による被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町→県→国へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

ア 町から県への報告

(ア) 町から県への報告にあたっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

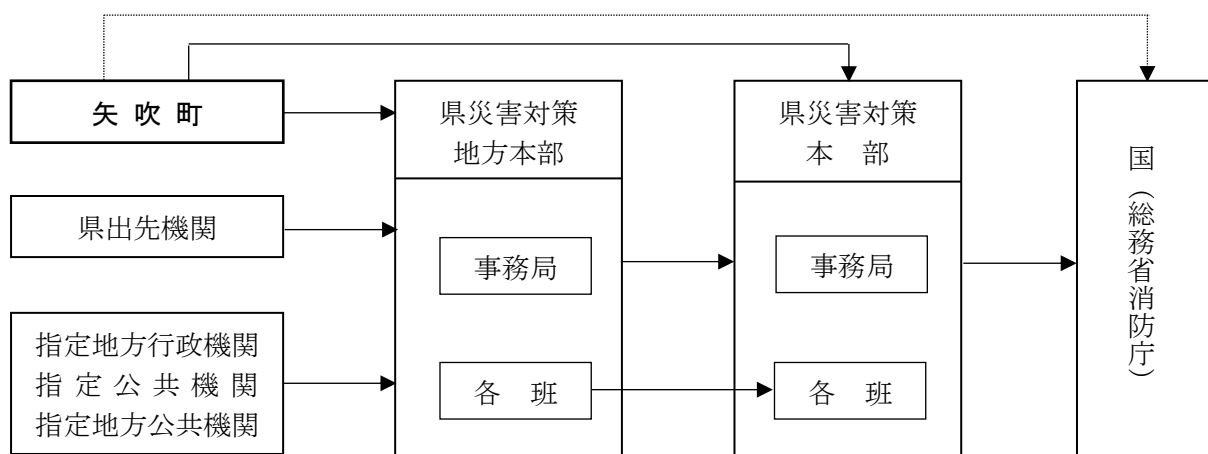
(イ) 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

(イ) なお、いずれの場合においても、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

イ その他

大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告する。

□ 災害情報及び被害報告系統図



□ 被害状況の報告先

【県】

| | | | |
|--------------|-----|------------------------|------------------------|
| N T T回線 | | 024-521-7194 | (FAX) 024-521-7920 |
| 総合情報通信ネットワーク | 衛星系 | TN-8-10-201-2632, 2640 | (FAX) TN-8-10-201-5524 |
| | 地上系 | TN-8-11-201-2632, 2640 | (FAX) TN-8-11-201-5524 |

【国（消防庁等）】

| 回線別 | 区分 | 平日 (9:30~18:15) | 左記以外 |
|--------------|-------|---------------------|---------------------|
| | | ※応急対策室 | ※宿直室 |
| N T T回線 | 電 話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | F A X | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電 話 | 90-49013 | 90-49102 |
| | F A X | 90-49033 | 90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電 話 | TN-048-500-90-49013 | TN-048-500-90-49102 |
| | F A X | TN-048-500-90-49033 | TN-048-500-90-49036 |

(注) T Nは、内線から無線への乗入れ番号

※ 県が災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は県南地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる。

(2) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外

務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

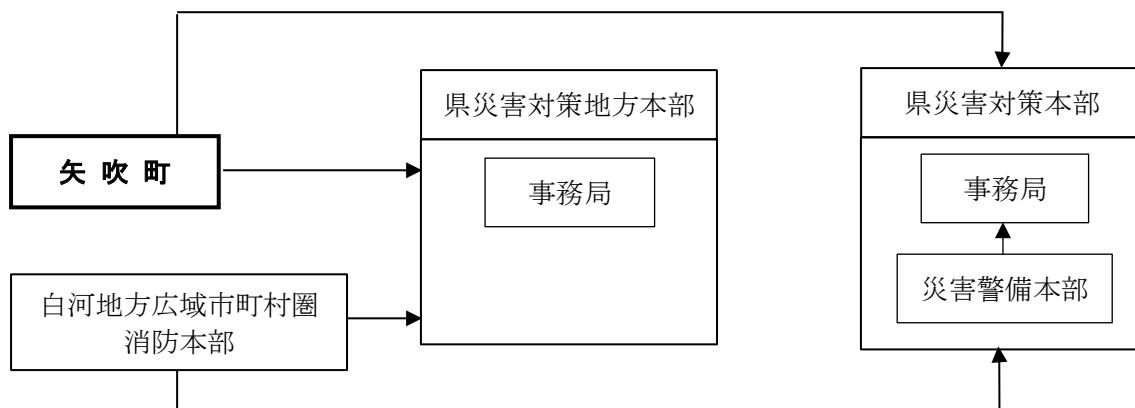
- (3) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うため、町は把握している人的被害の数について県に連絡する。また、県は、人的被害の数について広報を行う場合には、町等と連携しながら適切に行うものとする。
- (4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、国、県及び指定公共機関と協力し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況について把握するものとする。また、町は、町内における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) 有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワーク、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局又はその他の無線局を利用する。
- (6) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 被害区分別報告系統

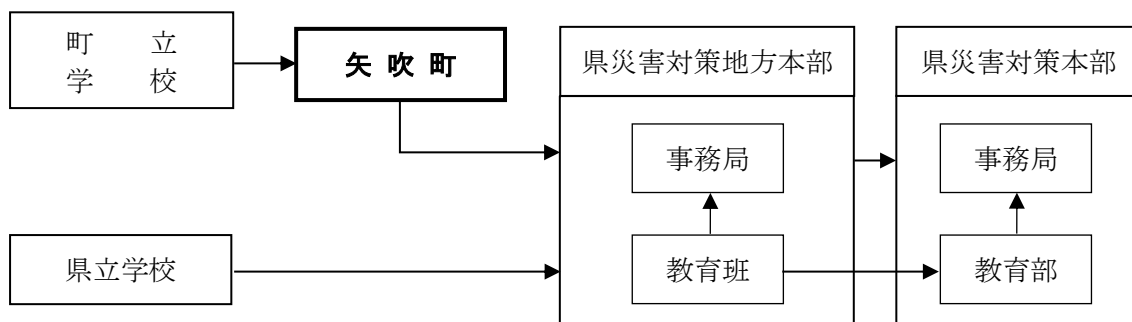
被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

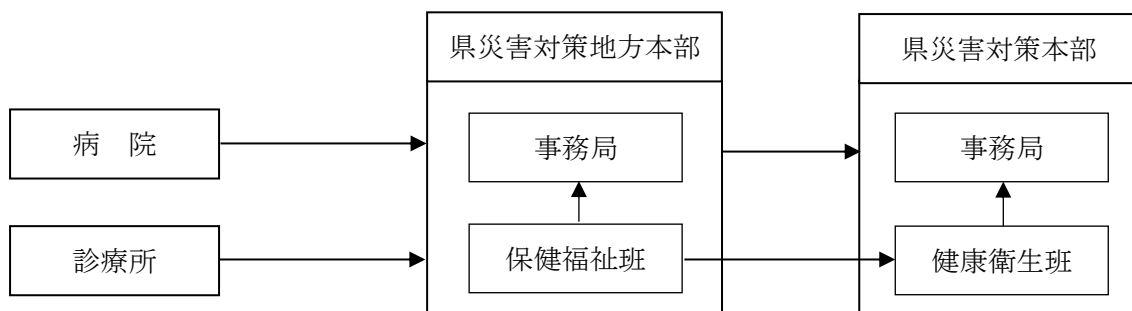
(1) 人的被害、建築物被害



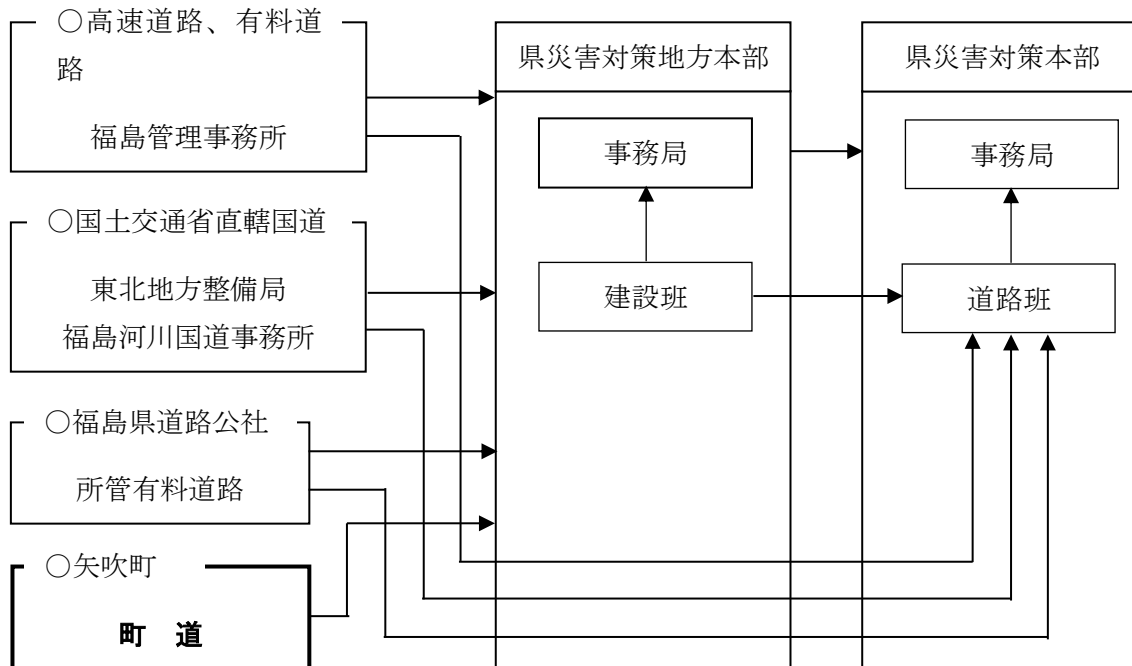
(2) 文教施設被害



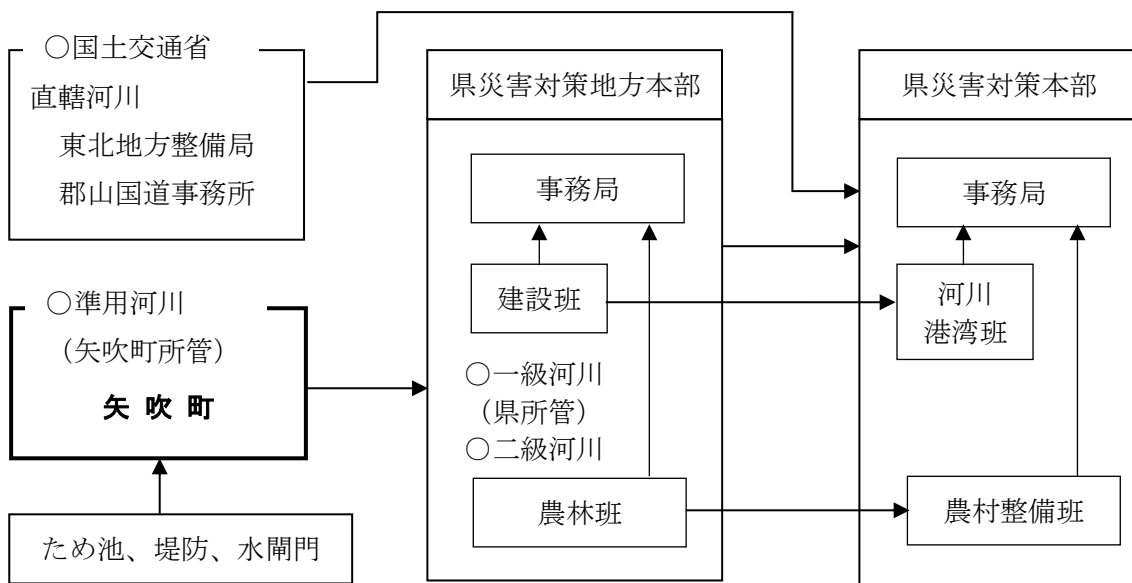
(3) 病院被害



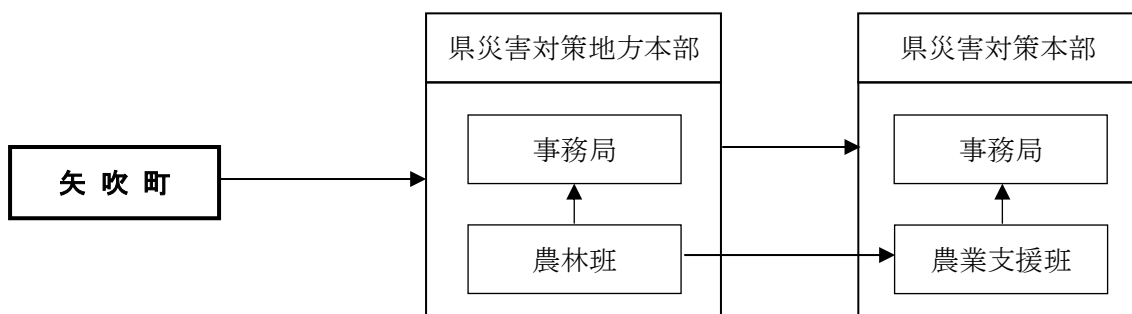
(4) 道路、橋りょう被害



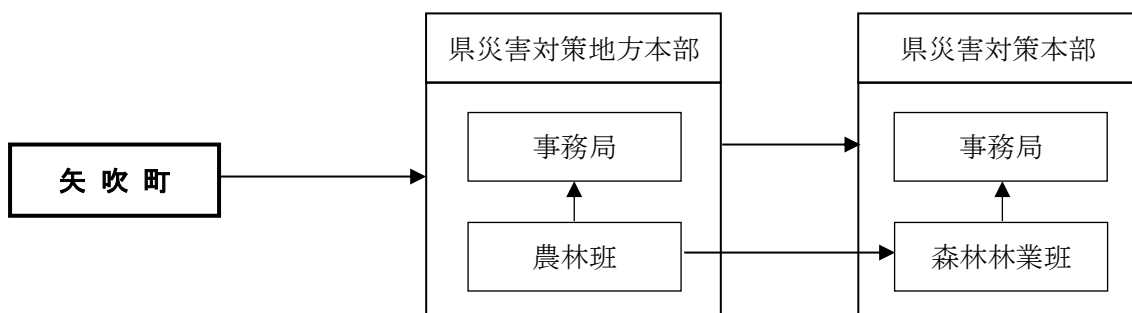
(5) 河川災害、その他水害被害



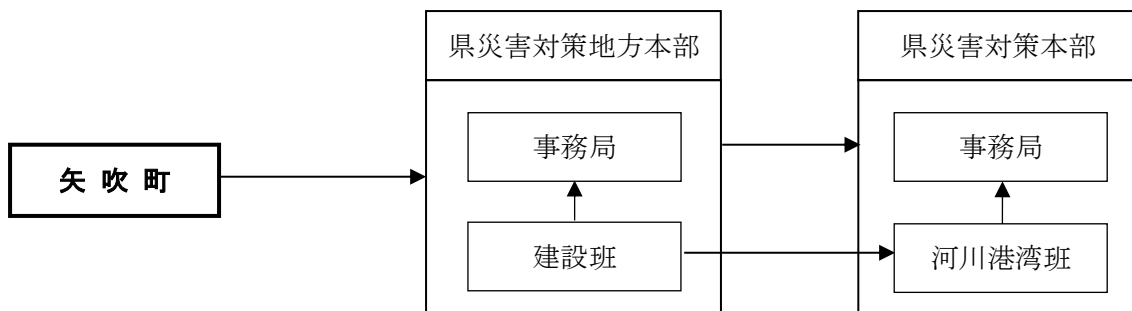
(6) 農産被害、畜産被害



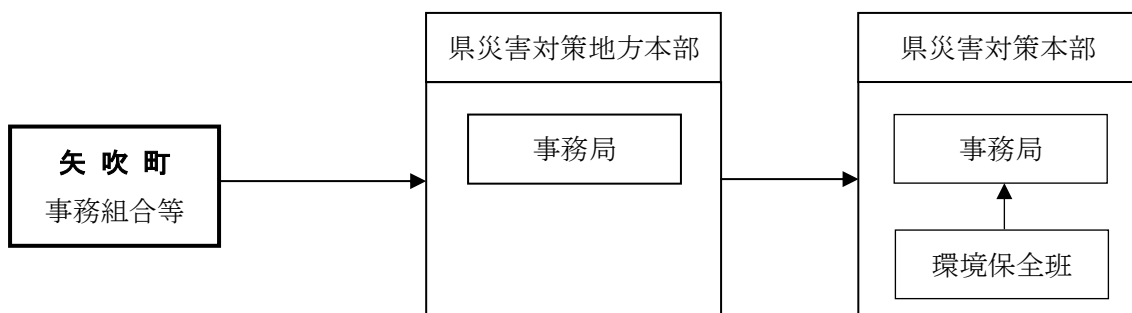
(7) 森林被害



(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



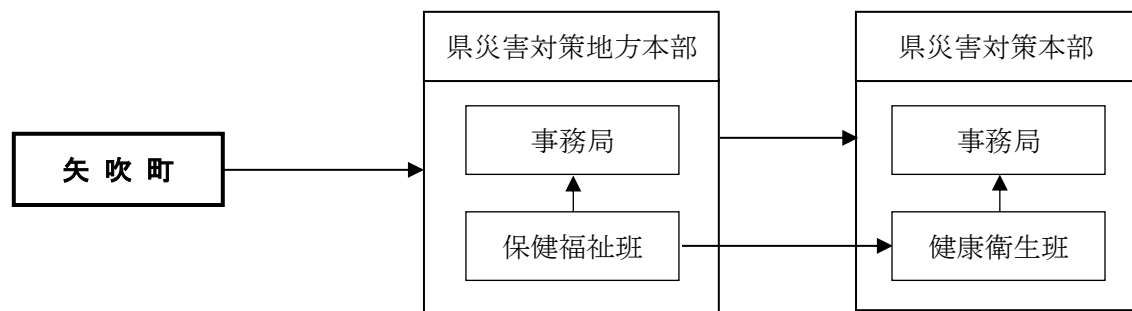
(9) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



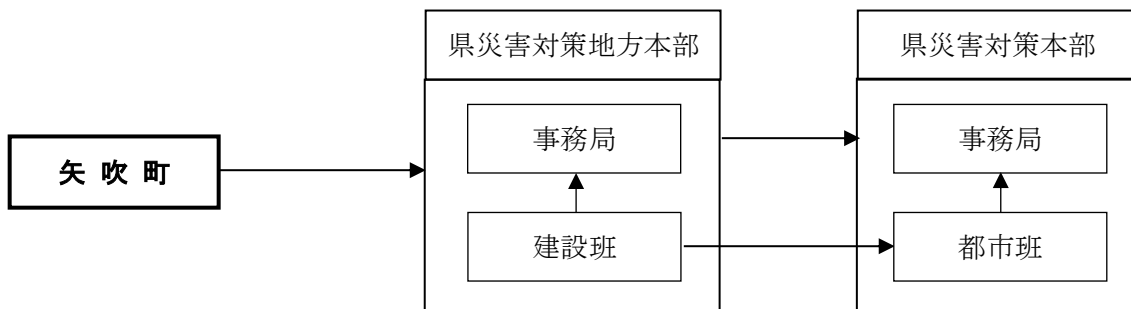
(10) 鉄道施設被害



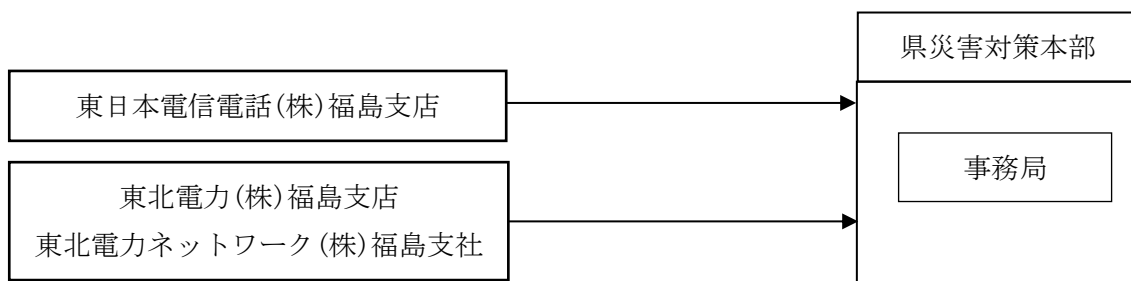
(11) 水道施設被害



(12) 下水道施設被害



(13) 電話・電力施設被害



(14) ガス施設被害



5 報告の種類等

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県の実施する応急対策の活動状況等を確認し、情報を共有するものとする。

町からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式*

- ア 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。
- イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

【*：「様式編 様式2 被害状況報告書」参照】

□ 被害の認定基準

| 区 分 | | 認 定 基 準 | |
|------|-----------|---|--|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者 | |
| | 災害関連死者 | 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。） | |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者 | |
| | 負傷者 | 重傷 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者 |
| | | 軽傷 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者 |
| 住家被害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 | |
| | 全壊、全焼又は流失 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 | |
| | 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 | |
| | 中規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 | |
| | 半壊又は半焼 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 | |
| | 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 | |

| 区 分 | | 認 定 基 準 | |
|--------|--------------------|---|-----------------------------------|
| 住家被害 | 準半壊に至らない (一部損壊) | 準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。 | |
| | 床上浸水 | 浸水がその住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 | |
| | 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。 | |
| 非住家被害 | 非住家 | 住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。 | |
| | 公共建物 | 例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 | |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 | |
| | 被害の程度 | 非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。 | |
| 罹災世帯 | | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 | |
| 罹災者 | | 罹災世帯の構成員とする。 | |
| その他の被害 | 田 | 流失・埋没 | 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。 |
| | | 冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 |
| | 畑 | 流失・埋没 | 田の例に準じて取扱うものとする。 |
| | | 冠水 | 田の例に準じて取扱うものとする。 |
| | 学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。 | |
| | 道路 | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 | |
| | 橋りょう | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 | |
| | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他のその河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは護岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。 | |
| | 港湾 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 | |
| | 砂防 | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 | |

| 区 分 | | 認 定 基 準 |
|------------------------|---|---|
| その 他 の 被 害 | 急傾斜地 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。 |
| | 地すべり | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。 |
| | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 |
| | 被害船舶 | ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 |
| | 電話 | 通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。 |
| | 水道 | 上水道施設の被害により断水した戸数とする。 |
| | 電気 | 電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。 |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。 |
| | ブロック | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 |
| 報告上の注意 | 水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。 | |
| 火災発生 | 地震又は火山噴火の場合のみ記入する。 | |
| 被 害 金 額 | 公立文教施設 | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。 |
| | 農林水産業施設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 |
| | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 |
| 被 害 金 額 | その他公共施設 | 公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 |
| | 中間報告・年報等 | 災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。 |
| | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。 |
| | 林業被害 | 農林水産業施設以外の林業被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。 |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。 |
| | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 |
| | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 |

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防御するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、防災無線及び県総合情報通信ネットワークにより速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。
その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認のうえ、対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

- (1) 非常無線通信の利用
町及び防災関係機関は、加入電話、防災無線等が使用不能となったときは、東北地方通信ルートに基づく東北地方整備局・県警察本部・東北電力(株)福島支店・(一社)アマチュア無線連盟福島県支部・アマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。
- (2) 通信施設所有者等の相互協力
通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。
- (3) 警察通信設備の優先的利用
加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、町は県が災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、警察通信設備を利用する。
- (4) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 放送機関への放送要請

町は、加入電話、県総合情報通信ネットワーク、防災無線等が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に対し、次の事項を明らかにして連絡のための放送を要請する。

- ア 放送を要請する理由
- イ 放送する事項、内容
- ウ 希望放送日
- エ その他、必要な事項

(6) インターネット情報提供事業者への情報提供要請

町は、県と連携のもと、インターネット情報提供事業者に対し、インターネットを利用した情報の提供を行うことを要請する。

4 現地災害対策本部が設置された場合の措置

現地災害対策本部が設置された場合は、衛星携帯電話及び防災無線の可搬型移動局により通信を行うとともに、必要に応じて東日本電信電話（株）福島支店に臨時電話の設置を依頼する。

第2 県総合情報通信ネットワークの運用

1 災害時の通信連絡

町は県総合情報通信ネットワークを活用し、県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の収集若しくは被害状況の伝達、その他応急対策に必要な指示、命令の収集、応援要請等を行う。

2 県総合情報通信ネットワークの運用

県総合情報通信ネットワークの運用については、「福島県防災行政無線運用運用規程」に基づき、次のとおり運用される。

(1) 無線通信の種類と取扱順位

ア 無線通信の種類

- (ア) 緊急通信 地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある時に行う緊急を要する通信
- (イ) 一般通信 緊急通信以外の通信
- (ウ) 一斉通信 複数の無選局に対して、同時に一方的に行う通信
- (エ) 個別通信 2無線局間で個別に行う通信

イ 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとなる。

- (ア) 緊急・一斉通信
- (イ) 緊急・個別通信
- (ウ) 一般・一斉通信
- (エ) 一般・個別通信

(2) 無線通信の手段

無線通信は、音声又はFAX、データ伝送及び画像伝送により行われる。

(3) 統制局（県庁）で行う通信の運用

気象予警報、気象・地震情報その他応急対策に必要な指示、伝達等を防災関係機関へ同時に迅速かつ的確に行う必要がある場合は、統制局（県庁）の一斉指令台から一斉通報（音声一斉、FAX一斉及びメール一斉）により行われる。

第3 町における通信の運用等

1 防災無線の運用

(1) 災害時の通信連絡

災害時における住民への警報等の伝達、避難指示等については、防災無線を活用して行う。

(2) 非常通信の協力

防災関係機関から災害に関し緊急に処置する内容の依頼を受けたときは、可能な限りこれに応じ非常無線の機能を発揮する。

2 通信途絶時等における連絡方法

町は、各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び防災関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 県と市町村の相互協力

1 県及び他市町村への応援要請

- (1) 町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するために必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあっ旋を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 町長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあっ旋若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭若しくは電話をもって要請し、後日文書により処理する。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を要請する機関名
 - ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ その他必要な事項
- (4) 県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条第1項に基づき、町長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- (2) 知事は、他の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害対策基本法第72条第2項に基づき、町長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- (3) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動するものとする。

3 情報連絡員（リエゾン）の派遣受入体制の整備

- (1) 県は、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部毎に指定しておき、本町が災害対策本部を設置する災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認められる場合は、地方本部（県南地方振興局）から本町へ情報連絡員を派遣する。なお、県本部長が必要と認める場合は、県災害対策本部から情報連絡員が派遣される。
- (2) 県から派遣された情報連絡員は、町において被害状況や要望事項を積極的に収集するとともに、その状況に応じて、積極的に人的支援のニーズや要望事項等を把握し、派遣元の地方本部へ速やかに報告する。
また、地方本部に報告した情報は、町と共有を図るとともに、県からの情報を町に提供する役割も担う。
- (3) 町は、町に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用のスマートフォン等の配備や、外部から県デスクネット・ネオにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努める。

第2 国に対する応援要請

1 町長の応援職員派遣要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 応援職員派遣要請手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋を求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長又は白河地方広域市町村圏消防本部長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し、応援を要請する。

第4 他市町村との応援協力

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定*等により、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、町は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

このため、災害発生時に支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

【*：「資料編 2. 協定等」参照】

第5 民間事業者との災害時応援協定

町は、それぞれ締結した災害時応援協定*に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備する。

【*：「資料編 2. 協定等」参照】

第6 公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的団体及び自主防災組織等から、次のような協力を得ながら効率的な応急対策活動を行う。

なお、公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の経済団体、老人クラブ、保育園、日本赤十字奉仕団体等の厚生社会事業団体、PTA、青年ボランティア、女性団体、体育協会、文化協会等の社会教育及び文化団体等をいい、自主防災組織とは、行政区長会、女性消防隊、消防団OB会等をいう。

1 協力体制の確立

災害時における初期消火、食料、飲料水、その他生活必需品の支給、被災者の安否確認、死者（行方不明者）の捜索、炊き出し、避難誘導、防疫作業等応急活動については、町の組織のみならず公共的団体及び自主防災組織等の協力がなければ万全を期し得ないため、協力体制を確立する。

2 協力内容

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報公聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

第7 受援体制の構築

町は、本計画に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 災害広報活動

災害時において、住民等及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、町及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 広報活動

町は、町内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災無線、広報車、町ホームページやSNS、携帯電話への緊急速報メール、防災やぶき広報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、次の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心がけることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努める。

1 広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
 - ア 避難指示等に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民等に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者の支援策に関すること。

2 広報の方法

- (1) 一般広報
 - ア 防災無線による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
 - エ インターネットを利用した広報（災害情報用ホームページ開設、SNSを利用した情報発信等）

オ 携帯電話を活用した広報

カ テレホンサービスによる被災地情報提供

(2) 避難所*での広報

避難所担当職員は、避難所において避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所配置職員、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

ア 災害広報紙の配布

イ 避難所掲示板の設置

ウ 避難所自治組織による口頭伝達

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

(3) インターネットを利用した広報の留意点

町は、インターネットを利用して広報を行う場合、次の点に留意する。

ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。

イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報をわかりやすく提供するよう努める。

ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供できるよう努める。

エ 住民等自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。

(4) 報道機関への発表

ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について速やかに実施する。

イ 発表は、原則として災害対策本部広報責任者の立会いのもとに、あらかじめ定められた場所で発表する。

ウ 必要に応じ、他の場所で発表する場合は、あらかじめ災害対策本部において、発表事項及び発表場所等について協議する。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部に報告するものとする。

エ 町以外の防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部と協議のうえ、実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部に報告するものとする。

オ 災害対策本部は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に総務班長を通じ連絡する。

(5) 報道機関との協定

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、放送機関と「災害時における放送要請に関する協定」、災害時等における被害の拡大の防止等を図るため、新聞社と「災害時等における報道要請に関する協定」をそれぞれ締結しており、町は必要に応じてこれらを活用する。

(6) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用

町及び県は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民等へ伝達する。

(7) 要配慮者に配慮した広報の実施

町は、次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。

ア 外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報

イ 聴覚障がい者に対する文字放送、手話通訳等の実施

3 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第2 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、町、県及び報道機関に広報を要請するものとする。

第7節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになるため、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力する。

第1 町（消防本部を含む）による救助活動

1 平常時からの措置

町は、町内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

(1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係団体との協力体制の確立。

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

(2) 大雨による土砂崩れ等による孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立

(3) 自主防災組織、事業所、住民等に対する救助活動についての指導及び意識啓発。

(4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

(5) 救助技術の教育、救助活動の指導

2 救助活動方法

町は、消防団を主体とした救出隊を組織し、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。

また、県警察（白河警察署）、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施する。なお、その状況について逐次、県に報告する。

(1) 消防団で救助隊を組織し、災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに県警察（白河警察署）に連絡するとともに、その状況を速やかに県に報告する。

(2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

(3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ本部長等が指示する。

(4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し、消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、矢吹町建設協力会等に要請して救出活動に万全を期す。

(5) 救出現場には、負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。

- (6) 被災者救出後は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、医療救護班（医師、看護師又は保健師、連絡員で構成する。）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

3 応援要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じて民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 平常時からの措置

風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

2 自主的な救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資器材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）に連絡し、早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

第3 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施するものとする。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行うものとする。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動するものとする。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動するものとする。

3 救助・救急体制の整備

矢吹消防署、消防団詰所及び地域集会施設等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図るものとする。

第4 広域的な応援

大規模な災害が発生し、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、町長は必要に応じて、県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第8節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (12) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、県警察本部（白河警察署）が窓口となる。
- (13) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）

【具体的な要請例】

- ア 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - イ 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (14) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 町長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応

急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

(1) 知事への要請

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として県南地方振興局長を経由して、知事へ要求する。

要求にあたっては、次の事項を明記した文書*をもって行う。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接知事に要求し、事後に文書を送達する。この場合、速やかに県南地方振興局長へ連絡する。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部 危機管理総室（県災害対策本部 総括班）

イ 経由（連絡）先 県南地方振興局 県民環境部 県民生活課
（県災害対策県南地方本部 総括班）

ウ 提出部数 2部

エ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊へ緊急要請

町長は、上記（1）の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。この場合、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命・財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

【*：「様式編 様式6 自衛隊災害派遣要請書」参照】

□ 町を災害派遣隊区とする部隊

| | |
|------------|---|
| 陸上自衛隊福島駐屯地 | |
| 担当窓口 | 陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科 Tel 024-593-1212 内線 235（県総合情報通信ネットワーク 811-280-01） 時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302（県総合情報通信ネットワーク 811-280-02） |

第3 部隊の自主派遣

1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

部隊長は、町、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、必要な情報を速やかに知事及びその他の関係機関へ伝達するものとする。

2 災害派遣の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県との連絡が途絶した場合や町長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができるものとする。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

駐屯地司令の職にある部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受入体制

町長、知事、県警察（白河警察署）、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び防災関係機関は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して密接に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

町長及び知事は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項について、できるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣が決定されたときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係出先機関の長と協議のうえ、次の事項について自衛隊の受入体制を整備する。

また、知事は、出動部隊及び現地関係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、県職員を現地に派遣するものとする。

- (1) 本部事務室（派遣部隊の本部は、矢吹町役場に設置し、相互に緊密な連絡を図る。）
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第6 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第7 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、町、県及び部隊が相互調整のうえ、その都度決定するものとする。

1 町、県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、くみ取り、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第9節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導については特に配慮する。

第1 避難指示等の発令

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、がけ崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、あらかじめ定めた計画に基づき、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、町長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

（1）実施の責任者及び基準

避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等が発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、民間宿泊施設等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難指示等について、本節に記載する避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中

の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努める。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対して周知徹底を図る。

□ 避難指示等の種類

| 区 分 | 発表される状況 | 居住者等がとるべき行動 |
|----------------------------------|---|--|
| 【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表) | 「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。 | 「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 |
| 【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表) | 「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。 | 「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令) | 「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。 | 「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |

| 区 分 | 発表される状況 | 居住者等がとるべき行動 |
|--|--|--|
| <p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p> | <p>「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p> | <p>「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> |
| <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p> | <p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平常時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p> | <p>「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p> |

□ 避難指示等の実施責任者及び基準

| 区分 | 事項 | 実施責任者 | 措 置 | 実施の基準 |
|--------------------|----|-----------------------------------|--|---|
| 高齢者等避難 (警戒レベル3) | | 町長 | 高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。 | 人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。 |
| 避難の指示等 (警戒レベル4) | | 町長 (災害対策基本法第60条) | 立退き及び立退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。 |
| | | 知事 (災害対策基本法第60条) | 立退き及び立退き先の指示 | 災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。 |
| | | 知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条) | 立退きの指示 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 |
| | | 警察官 (災害対策基本法第61条) | 立退き及び立退き先の指示 | 町長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 |
| | | 警察官 (警察官職務執行法第4条) | 警告及び避難等の措置 | 重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 |
| 緊急安全確保 (警戒レベル5) | | 自衛官 (自衛隊法第94条) | 警告及び避難等の措置 | 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。 |
| | | 町長 (災害対策基本法第60条) | 高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。 |

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や傾斜の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけたまっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、この他に土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

ウ その他

町で定める基準に達したとき。

□ キキクル（警報の危険度分布）等の概要

| 種 類 | 概 要 |
|------------------------------|--|
| 土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要。 |
| 洪水キキクル （洪水警報の危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km |

| 種類 | 概要 |
|-----------------|--|
| 危険度分布)※ | <p>ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川(洪水予報河川を除く)においては、水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p> |
| 早期注意情報(警報級の可能性) | <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。</p> <p>大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> |

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

ア 水 害：福島地方気象台、河川管理者(県河川港湾総室、県南建設事務所等)

イ 土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者(県河川港湾総室、県南建設事務所等)

2 避難指示等の判断基準に基づいた発令

避難指示等の避難情報の発令にあたっては、以下の例を参考に、今後の気象予報や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

避難指示等の伝達は、防災無線と併用して、広報車による伝達やLアラート、携帯電話への緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページ、自主防災組織等による声かけ、報

道機関等、あらゆる手段を用いて避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達する。なお、事態が切迫し、避難が危険な場合は、自宅等の安全な場所にとどまるよう呼びかける。

(1) 避難指示等の判断基準例（河川の氾濫の場合）

河川の氾濫等については、阿武隈川の水位等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

□ 避難指示等発令の判断基準（河川の氾濫の場合）

| 区分 | 判 断 基 準 |
|-----------------------------------|---|
| | <p>【対象地域の考え方】</p> <p>○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本</p> <p>○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）</p> <p>○立ち退き避難が必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物 |
| <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> | <p>1：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）に到達したと発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川（その1）の滑津水位観測所（県）：避難判断水位 3.00m ・阿武隈川（その2）の玉城橋観測所（国）：避難判断水位 5.20m <p>2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川（その1）の滑津水位観測所（県）：氾濫注意水位 2.80m ・阿武隈川（その2）の玉城橋観測所（国）：氾濫注意水位 4.80m <p>①上記の上流の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が出現した場合</p> <p>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が表示された場合</p> <p>5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合</p> <p>6：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> |

| 区分 | 判断基準 |
|----------------------------|--|
| <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> | <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p> <p>1：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川（その1）の滑津水位観測所（県）：氾濫危険水位 3.50m ・阿武隈川（その2）の玉城橋観測所（国）：氾濫危険水位 6.10m <p>2：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川（その1）の滑津水位観測所（県）：避難判断水位 3.00m ・阿武隈川（その2）の玉城橋観測所（国）：避難判断水位 5.20m <p>①上記の上流の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が出現した場合</p> <p>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が表示された場合</p> <p>5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「危険（紫）」が表示された場合</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p> <p>※6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> |
| <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> | <p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：次の水位観測所の水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川の玉城橋観測所（国） <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> |

| 区分 | 判断基準 |
|---------|---|
| | <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4：矢吹町へ大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。 |
| 避難情報の解除 | <ul style="list-style-type: none"> ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。 |

（2）避難指示等の判断基準例（土砂災害の場合）

土砂災害については、県が「福島県河川流域総合情報システム」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

□ 避難指示等発令の判断基準（土砂災害の場合）

| 区分 | 判断基準 |
|--------------------|--|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災</p> |

| 区分 | 判断基準 |
|----------------------------|--|
| <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> | <p>害)の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）[警戒レベル4相当]」となった場合</p> <p>3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p> |
| <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> | <p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※1を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> |
| <p>注意事項</p> | <p>●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。</p> <p>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。</p> |
| <p>避難情報の解除</p> | <p>●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。</p> |

3 避難のための指示の内容

町長等避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由

(5) その他必要な事項

4 避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、概ね次により必要な事項を通知する。

(1) 町の措置

ア 知事への報告*

町長は、避難のための立ち退き並びに立ち退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示等の有無
- (イ) 避難指示等の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

【*：「様式編 様式7 避難命令及び状況報告簿」参照】

イ 住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

ウ 関係機関への連絡

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関に連絡する。

- (ア) 県警察本部（白河警察署）、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県の出先機関
- (イ) 避難所として利用する施設の管理者

(2) 他の機関の措置

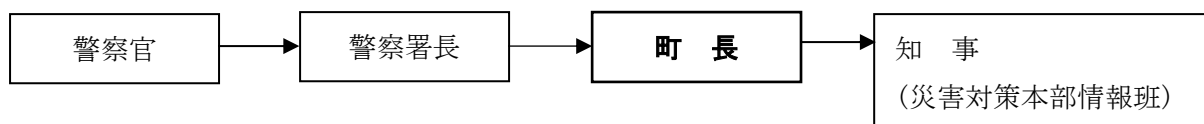
ア 県の措置

県は、町又は他機関から避難指示等の指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったため、自ら避難指示又は「緊急安全確保」の指示を行った場合、さらには水防法に基づき、自ら避難の指示を行った場合は、「本章 第6節 災害広報活動」により、広報を行う。

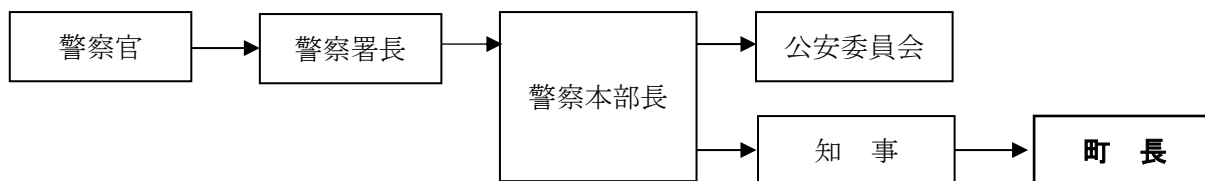
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

イ 警察官の措置の報告系統

- (ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 職権に基づく措置



ウ 自衛官の措置



5 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

また、必要に応じて県に対し、土砂災害に関する避難情報等の解除に関して、必要な助言を求める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記（1）（2）の者が現場にいない場合に限る）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、町が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対して助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

警戒区域の設定権者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定にあたっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限・禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平常時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の複層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や上層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

□ 避難行動の一覧表

| 避難行動 | 避難先 | (詳細) | 居住者等が平常時にあらかじめ確認・準備すべきことの例 | リードタイム※1の確保の有無 | 当該行動をとる避難情報 | 当該行動が関係する災害種別 |
|-------------------------|--|--|--|-----------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 緊急安全確保 | 安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない) | ・上階へ移動 ・上層階にとどまる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等 | ・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等 | リードタイムを確保できないと考えられる可能性がある行動 | 警戒レベル5 緊急安全確保 | 洪水等 土砂災害 |
| ~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~ | | | | | | |
| 立退き避難 | 安全な場所 | ・指定緊急避難場所(小・中学校・公民館等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等 | ・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等 | リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 | 警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 | 洪水等 土砂災害 |
| 屋内安全確保 | 安全な自宅・施設等 | ・安全な上階へ移動 ・安全な上層階にとどまる 等 | ・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え、備蓄等を準備 等 | リードタイムを確保可能な時にとり得る行動 | 警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 | 洪水等 (土砂災害は立退き避難が原則) |

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

第4 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である町長又は避難指示等を発した者がその措置にあたる。

2 避難指示等の伝達

町は、防災無線と併用して、広報車による伝達やLアラート、携帯電話への緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページ、自主防災組織等による声かけ、報道機関等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、概ね次の順序による。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価

証券)、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品(その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小・中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品)等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

6 県の業務

町長は、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達の必要がある場合は、県に対し車両等の確保を要請するものとし、その避難輸送の範囲は次のとおりである。

(1) 被災者自身を避難させるための輸送

ア 災害によって被害を受けた者

イ 災害によって被害を受けるおそれのある者(町長等の指示による避難に限る。)

(2) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

第5 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対して過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町等は、直接、有線電話あるいは防災無線等を活用するとともに、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたり、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、患者に対して過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町は、県と連携のもと、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努める。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員が入所者を避難所に

誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団、民生児童委員及び自主防災組織の協力の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また、避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第6 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

(1) 本町が被災した場合の役割

本町が、広域避難を実施する場合、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 本町が広域避難を受入れる場合の役割

本町が、広域避難を受入れる場合、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

(3) 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入れが可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行うものとする。

2 県外避難の調整

県は、町からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援するものとする。

3 病院、社会福祉施設等の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたるものとする。

第7 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ 上記アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合
被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（上記ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合
被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合
被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

町は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携のうえ、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

さらに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第10節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 避難所*の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として町が実施する。
- (2) 本町限りで設置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

なお、県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が避難所を設置することができる。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

2 避難所の開設等

町は、本計画にあらかじめ指定避難所を定め、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿*により把握しておくとともに、災害が発生し、避難所を開設した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受入れるべき者を誘導し、保護にあたる。

なお、避難所の設置にあたっては、あらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。

【*：「様式編 様式10 避難所用物品受払簿、様式12 避難所開設用施設及び器物借用簿」参照】

(1) 避難所の開設

町長は、本計画に定めた指定避難所の中から災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類*を整理する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

【*：「様式編 様式11 避難所設置及び収容状況」参照】

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ県警察（白河警察署）、自衛隊等の関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

ア 被災者の受入れ

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

また、町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需品の供給措置

オ 被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

カ 感染症対策

町は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講ずるよう努める。

キ その他被災状況に応じた救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮する。

(4) 県有施設の利用

町長は、被災者を一時的に受入れるため、必要に応じて県有施設の一部提供を県に要請するものとし、施設管理者は、町長が行う受入活動に協力する。

なお、施設管理者は、受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災者の管理は、町長が実施する。

(5) その他の施設の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、

民間宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(6) 野外受入施設の設置

町長は、野外受入施設を設置する場合、必要に応じ県に応援を要請する。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

(1) 避難所には、災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(2) 町長は、行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

(4) 町や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。自主運営組織を立ち上げる際には、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。

(5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配付拠点となることも考慮して、避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講ずる。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機

オ 仮設風呂・シャワー

カ 仮設トイレ

キ テレビ・ラジオ

ク インターネット情報端末

- ケ 簡易台所、調理用品
- コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活を送る被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料、飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町役場等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

第3 要配慮者対策

1 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

3 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

4 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

なお、町は、県と連携し、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮する。

5 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

6 福祉避難所*の設置及び移送

（1）福祉避難所の設置

町は、関係機関と連絡をとり、あらかじめ指定した福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

（2）福祉避難所への移送

ア 避難場所から避難所への移送

要配慮者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と要配慮者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、要配慮者の移送の責任者となった者が中心となって、あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から要配慮者を移送する。

イ 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、

又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

7 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者等及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう誘導する。

第11節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療（助産）救護活動を実施する。

第1 医療機関の被害状況等の収集・把握

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、県南保健福祉事務所及び（一社）白河医師会、（一社）白河歯科医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握*して、県南保健福祉事務所を通じて県に速やかに報告する。

また、町は、収集した情報及び（医療機関の被害状況や活動状況）及び県から提供を受けた情報（DMAT、医療救護班などの活動状況）について、報道機関等を通じて、住民に情報提供する。

医療機関は、広域災害救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり県南保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、町の防災無線により報告を行う。

【*：「様式編 様式14 診療所医療実施状況」参照】

第2 医療（助産）救護活動

1 町の救護活動

(1) 実施体制

ア 町は、自ら保健班を編成するとともに、必要に応じ（一社）白河医師会等の協力を得て、医療救護班*（医師1名 看護師又は保健師1名 連絡員1名）を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

イ 町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は、災害の程度により町的能力をもってしては十分でないとき、県に対し協力を要請する。

【*：「様式編 様式13 医療救護班編成及び活動記録、様式15 助産台帳」参照】

(2) 救護所の設置

町は、災害の規模、被災者等の状況により、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。

ア 保健福祉センター

イ 町内小・中学校

ウ 災害現地

エ その他本部長が必要と認める場所

(3) 医療（助産）救護活動の実施

医療救護班は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じて、速やかに医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

ア 医療救護班の編成

医療救護班の数及び分担区分については、災害の程度に応じて町長が決定するが、原則として、医師1名 看護師又は保健師1名 連絡員1名の3人体制とする。

イ 医療救護班の活動

- (ア) 診療（検案・身元確認を含む。）
- (イ) 応急措置、その他の治療及び施術
- (ウ) 分娩の介助及び分娩前後の処置
- (エ) 薬剤又は治療材料の処置
- (オ) 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- (カ) 看護
- (キ) その他医療（助産）救護に必要な措置

2 県及びその他機関の救護活動

(1) 県

県は、町から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、福島県災害医療行動計画に基づき、被災状況に応じ災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、被災者・要支援者等に対する精神保健医療活動を実施するものとする。

また、県南保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行うものとする。

(2) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部

- (ア) 県の要請に基づき医療救護班を派遣する。
- (イ) 医療救護班の業務は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

イ (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(公社)福島県看護協会

- (ア) (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会及び(一社)福島県助産師会は、県及び町から協力要請があり、その必要を認めたときは、(一社)白河医師会、(一社)白河歯科医師会に救護活動を要請する。
- (イ) (公社)福島県看護協会は、災害時に災害支援ナースを派遣し、医療（助産）救護活動を支援する。
- (ウ) 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様

ウ (一社)福島県薬剤師会

町、県又は白河医師会等からの協力要請に基づき、医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け、救護所における医薬品の管理と調剤を行う。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送す

る必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

- ア 医療救護班の班長は、町、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
- イ 重傷者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として福島県立医科大学附属病院（基幹災害拠点病院）や白河厚生総合病院（地域災害拠点病院）へ行う。

- ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）が実施する。

ただし、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）の救急車両が確保できない場合は、町、県、医療機関等で確保した車両により搬送する。

- イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等に対し要請する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認のうえ、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保等特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等について、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に対し供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保

町は、救護活動に必要な血液製剤については、県に供給要請を行う。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性患者に対し、災害時においても継続して供給する必要があることから、町及び県は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第12節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動*を行う。

【*：「様式編 様式16 輸送記録簿」参照】

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次に示すとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、次のとおりとする。

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、次のとおりとする。

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

- (1) 町は、各道路管理者と協力し、応急対策を円滑に実施するため、「第2編 第1章 第8節 第1 緊急輸送路等の指定」により指定された路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定された路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

- (2) 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

2 陸上輸送拠点の確保

町は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保する。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、「第2編 第1章 第8節 第1 緊急輸送路等の指定」に示すヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 輸送車両の確保

町は、町有車両を活用するほか、民間所有車両による輸送や特殊車両等の使用が必要と認められる場合は、民間車両所有者や関係業者に協力を要請する等、状況に即し車両等の調達を行う。必要な車両等の確保が困難な場合には、県に対して、要請及びあつ旋を依頼する。

2 航空機、鉄道車両の確保

町は、災害発生時において、輸送に必要な航空機、鉄道車両は、県に対して要請及びあつ旋を依頼する。

それぞれの要請先は次のとおりである。

| 区分 | 県要請先 |
|----------------|-------------|
| 航空機（ヘリコプター）の確保 | |
| 県消防防災ヘリコプター | 危機管理部危機管理総室 |
| 県警保有ヘリコプター | 県警察本部 |
| 陸上自衛隊 | 危機管理部危機管理総室 |
| 民間ヘリコプター会社 | 危機管理部危機管理総室 |
| 鉄道車両の確保 | |
| 鉄道機関 | 生活環境部生活環境総室 |

3 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

- (1) 道路管理者は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県へ提供し、情報の共有を行う。
- (2) 道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から行われる県からの指示について、道路管理者である町は、随時協力する。

第13節 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通の混乱が予想されるため、関係機関と連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

第1 災害警備活動

町は、県警察本部（白河警察署）と緊密な連携をとるとともに、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）の協力を得て、災害発生時における避難措置、保安、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会公共の秩序の維持に関する事項が円滑に行われるよう努める。また、災害発生時の被災地周辺における住民の動向等を把握し、流言飛語の防止に努め、治安の維持に努める。

町は、県警察本部（白河警察署）が行う次の警備活動に協力する。

1 災害情報の収集

多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動を行う。

2 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。

3 避難誘導活動

避難誘導の実施にあたっては、町等と緊密な連携のもと、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえで安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

4 身元確認等

町等と協力し、検視・死体の調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

5 二次災害防止措置

二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

6 社会秩序の維持

被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防災組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

7 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関係情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

8 相談活動の実施

町等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への立ち寄りなどによる相談活動に努める。

9 ボランティア活動の支援

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

県警察（白河警察署）は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

町は、管内交通事情の実態の把握に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、その状況を随時白河警察署に報告する。

2 被災地域への流入抑制と交通規制

県警察（白河警察署）は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

町は、県警察（白河警察署）が行う次の活動に協力する。

（1）被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑止のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、近隣市町村と連絡をとりながら広域的に行うものとする。

ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を抑制するものとする。

（2）交通規制の方法

ア 表示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難

であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

県警察（白河警察署）は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

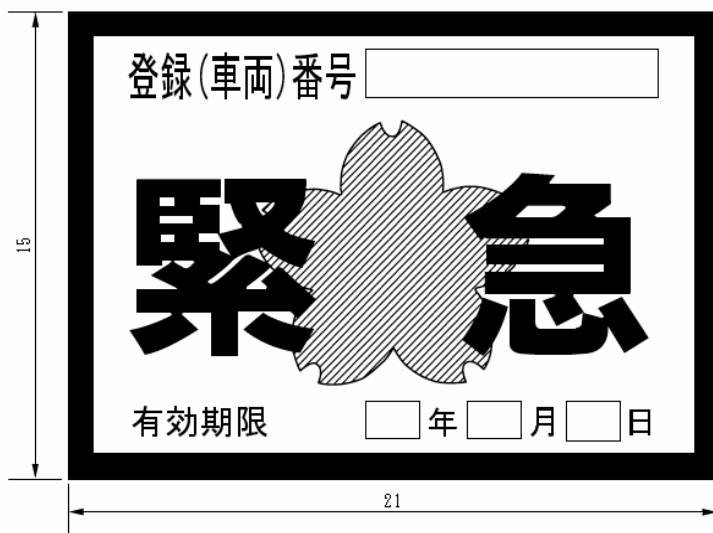
県警察（白河警察署）は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ住民等に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

3 緊急通行車両等の確認

- (1) 町は、県警察（白河警察署）に対し、災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に表示し、証明書は、当該車両に備え付ける。
- (2) 町は、県警察（白河警察署）に対し、町保有の自動車で災害応急対策に使用する自動車は緊急通行車両として、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要綱」に基づき、事前に確認申請を行い事前届出済証の交付を受けることとする。

□ 「標章」の様式



- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

4 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。
なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- (2) 上記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従

って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)を警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第14節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導、災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫組織

町は、県に準じ災害防疫本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、町内の防疫対策の企画、推進にあたる。

2 予防教育及び広報活動

町は、県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 防疫措置

(1) 消毒の実施*

- ア 県の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し、適切な場所に配置する。

【*：「様式編 様式19 消毒機械台数調」参照】

(2) ねずみ族昆虫等の駆除*

- ア 県の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し、適切な場所に配置する。

【*：「様式編 様式20 ねずみ族・昆虫等の駆除申請手続き」参照】

(3) 生活の用に供される水の供給

- ア 県の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生処理について指導を徹底する。

(4) 臨時の予防接種

県の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態

が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、町は、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

5 報告

(1) 被害状況の報告

町は、県警察（白河警察署）、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、その他参考となる事項について、速やかに県南保健所長を経由して県に報告する。

(2) 防疫活動状況報告*

町は、災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式第5号）に記載する事項を毎日県へ報告する。

【*：「様式編 様式21 災害防疫業務完了報告書」参照】

第2 食品衛生監視

町は、必要に応じ、県に対して次の活動支援を要請する。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

町は、災害の状況により、県と連携して栄養指導班を編成し、避難所等に管理栄養士・栄養士を派遣するとともに、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 要配慮者への栄養・食生活支援

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食

事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導・支援

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4 保健指導

町及び県の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によって相互に連携して避難所、被災家庭及び仮設住宅等を巡回し、上記第3の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

町は、災害の状況に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPA T）の派遣を要請し、精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ、災害派遣精神医療チーム（DPA T）による避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

町は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 保健所への指揮調整機能の支援要請

町は、必要に応じ、県南保健所を通じて県に対し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEA T）の派遣を要請する。

第7 防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達

町は、災害時の医薬品、防疫及び衛生器具・器材等については、調達について計画を策定しておくものとし、災害発生後は速やかに、関係機関と連携をとり、防疫器材等の調達に努める。

第8 動物（ペット）救護対策

町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県警察（白河警察署）、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう

努める。

第15節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町（白河地方広域市町村圏整備組合を含む。以下この節において同じ。）においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

町は、生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われることを第一に、その体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

町は、必要に応じて、生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) がれき等

ア がれき等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

イ がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、近隣市町村及び関係者と協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理場及び最終処分場の確保を図る。

ウ 建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

エ 町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

オ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県へ協力要請を行う。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

町は、上下水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理施設においてもそれに対応できるよう予備貯留槽等の設置に努める。

2 収集体制の確保

町の被災地に対する平常時からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

また、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、町は原則として水を確保することにより排水機能を活用して処理する。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿、及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

(2) 水洗トイレ対策

町は、水洗トイレを使用している世帯に対して、洗浄水の断水に対処するため、普段から水のくみ置き等を指導しておく。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるため、施設管理者は、普段から施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告する等の措置を講ずる。

第4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、町の区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

第16節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難になった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初は概ね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

2 飲料水の応急給水活動

- (1) 町は、給水班を組織し、応急給水を実施する。
- (2) 町は、自ら確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、井戸水等を活用して応急給水を実施する。
- (3) 応急給水は、下記の方法により実施する。
 - ア 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」
 - イ 指定避難所等における「拠点給水」
 - ウ 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

3 給水資機材の調達等*

町は、町有資機材を活用するほか、地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保するものとする。ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資器材を調達できない場合は、知事又は隣接市町村に対し調達のあっ旋を依頼する。

【*：「様式編 様式22 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿」参照】

4 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

5 県への支援要請

町は、必要に応じ、他の市町村の水道事業者、国の救援及び応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

町は、県と連携し、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して

供給する。

また、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

2 食料需給の把握

町は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、応急対策活動要員数等から食料の需要を予想、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

なお、食料供給実施対象者は次のとおりとする。

- (1) 避難所に受入れた者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 災害応急対策活動に従事する者

3 食料の確保*

町は、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達することにより、食料を確保することを原則とするが、不足する場合は、給食を必要とする事情及び給食に必要な食料の数量を報告し、食料の供給を要請する。

なお、調達した食料については、台帳等に記入して整理し、調達にあたっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、暖かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

【*：「様式編 様式24 食品引継書」参照】

(1) 供給品目

- ア 米穀
- イ 保存食
- ウ パン等
- エ インスタント食品、カップめん
- オ おにぎり、弁当等
- カ 粉ミルク

(2) 米穀の調達

- ア 町内の米穀販売業者及び米穀提供者に対して米穀の供給を要請する。
- イ 不足する場合、県を通じて、政府所有米の供給を要請する。

(3) 弁当、副食、調味料、パン等の調達

弁当、副食、調味料、パン等を調達する場合は、あらかじめ協議のうえ、必要数量を決定し、町内の副食、調味料、パン、食品業者から調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は他の市町村長に対して調達を依頼する。

4 食料の供給*

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の供給を行う。

【*：「様式編 様式 26 食料現品給与簿」参照】

5 炊き出しの実施*

町は、給食設備を有する施設（避難所等）及び炊飯用具により、炊き出しが可能か把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所を実施する。

炊き出しの実施にあたっては、原則として、配給対象者、自主防災組織等が中心となって行い、状況により、日赤奉仕団、ボランティア団体又は自衛隊等の協力を得て実施する。

【*：「様式編 様式 25 炊き出し給与簿」参照】

第3 生活必需品等対策

1 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、県と連携して必要な生活必需品等を調達し、供給する。

2 生活必需品等の範囲

生活必需品等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需品等の供給を行う。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需品需要の把握

町は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それとともに、生活必需品の需要を把握する。

生活必需品の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

4 生活必需品等の調達*

町は、協定締結業者、その他町内小売業者等から調達し、不足する場合は、知事に応援を要請する。

【*：「様式編 様式 30 救助物資受払簿、様式 31 救助物資引継書」参照】

5 避難者への給与*

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需品を配布する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

【*：「様式編 様式 32 救助物資給与及び受領簿」参照】

第4 救援物資等の連絡・配送体制

町は、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数量等を情報交換し、連絡・配送体制を整備することに努める。

なお、救援物資の集積場所は、原則として「矢吹町備蓄倉庫」とし、調達した救援物資及び県等から給付を受けた救援物資を集積する。

また、災害の状況によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

第5 燃料等の調達・供給対策

1 調達・供給対策

- (1) 町は、防災拠点等の重要施設の燃料確保が困難な場合には、県に対して緊急供給要請を行う。
- (2) 町は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料の確保が困難な場合には、福島県石油業協同組合に対して燃料等の供給を要請する。

2 燃料等の範囲

調達する燃料等は、ガソリン、灯油、軽油、A重油等とする。

第6 支援物資等の支援体制

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第7 義援物資及び義援金の受入れ

1 物資の受入れ

- (1) 受入物資リストの作成及び公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先について、災害対策本部及び県並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

- (2) 個人等からの義援物資の辞退

町は、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退する。また、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性のないものについては、物資集約拠点における混乱を避けるため、個人からの義援物資と同様に辞退する。

なお、受入れを辞退することについては、町のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表する。

2 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入体制を整えておくものとする。

第17節 被災地の応急対策

被災地の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

1 県

県は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」、大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する「斜面判定士」の各判定士を養成し、登録するとともに、大規模な災害が発生した場合においては、各判定士の協力を得て、被災地に判定士等を迅速に派遣するものとする。

2 町

町は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、応急危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第2 障害物の除去*

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、町長は、その障害物の除去を行う。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 作業は、矢吹町建設業協会等の協力を得て行うが、労力又は機械力が不足する場合は隣接市町村又は県に派遣（応援）要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求める。

(2) 災害救助法が適用された場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自らの資力では障害物が除去できないものとする。

なお、「本章 第18節 応急仮設住宅の供給等」に規定する応急仮設住宅との併給は認められない。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行う。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内

オ 上記ア～エにおいて適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

【*：「様式編 様式33 障害物除去該当者調、様式34 障害物除去該当者選考調書、様式35 障害物除去の状況」参照】

2 道路における障害物の除去

- (1) 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。
- (2) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

- (1) 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長・消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- (3) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法28条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 空家等の除却

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、緊急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

5 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において、次の点を考慮して確保する。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図る。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

6 関係機関との連携

- (1) 町は、県、国の出先機関、矢吹町建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設

用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

(2) 町は、調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所について、県南建設事務所長の指示に従う。

(3) 町は、住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援の必要性があるときは、県に協力を要請して、必要な措置を講ずる。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要に応じ、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

臨時災害相談所は、被災地及び避難所等に設けるものとし、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する町、県の各部局又は国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっ旋、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっ旋に関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第4 応急金融政策

町は、日本銀行福島支店が社会経済の安定のために実施する応急金融措置、要請等について、町内の金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第18節 応急仮設住宅の供与等

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

第1 建設型応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案については、町と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は建設を町長に委任することができる。
- (3) 町は、平常時において応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備をしておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼、技術的援助等を行う。
- (4) 町は、応急仮設住宅の建設にあたり、資材の調達及び要員の確保について、県を通じて次の団体に対し、県があらかじめ締結した協定に基づき、協力を要請する。

- ア (一社) プレハブ建築協会
- イ (一社) 福島県建設業協会
- ウ (一社) 全国木造建設事業協会
- エ (一社) 日本ログハウス協会
- オ (一社) 日本木造住宅産業協会

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者*

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ウ 自らの資力を持ってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、上記ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

また、「本章 第17節 第2 障害物の除去」や「本節 第3 住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

【*：「様式編 様式 36 応急仮設住宅入居該当者調」参照】

(2) 入居者の選定*

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。
ただし、県から事務委任された場合は町長が行う。

【*：「様式編 様式 37 応急仮設住宅該当対象者選定調書」参照】

(3) 規模・構造及び費用

- ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸あたり平均 29.7 m² (9坪) とする。
- イ 応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
- ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の予定地は、次に掲げる場所等から災害の状況により選定する。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

- ア 都市計画公園予定地
- イ 公営住宅敷地内空地
- ウ 公園、緑地及び広場
- エ 町有施設敷地内空地
- オ 国・県が選定供与する用地
- カ その他の適地

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議のうえ、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

- ア 着工の時期
災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設する。
- イ 着工時期の延長
大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最

小限度の期間を延長することができる

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

町は、県と連携のもと、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第2 賃貸型応急住宅等の提供

1 賃貸型応急住宅の提供

町は、民間賃貸住宅の空き家等が存在した場合や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想されるなどの事情がある場合、町は、県の支援のもと、公営住宅や（公社）福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅の提供を検討する。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定にあたっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため地域単位での入居なども検討する。

2 公営住宅等のあつ旋

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあつ旋できるよう、あらかじめ体制の整備を図る。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は知事が行うが、対象とする住家の選定については、町と共同して行う。

災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は応急修理を町長に委任することができる。

2 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理対象者*

ア 次の要件を全て満たす者とする。

(ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

- (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (ウ) 応急仮設住宅を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

- イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

【*：「様式編 様式38 応急住宅修理該当者調、様式39 応急住宅修理対象者選定調書」参照】

(2) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

- イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了する。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議のうえ、実施期間の延長を行うことができる。

第19節 死者の搜索、遺体対策等

町は、災害により死亡していると推定される者については、捜査及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し、的確に行う必要がある。

そのため、町は、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬など、段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

2 関係機関との協力体制の整備

町は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認について、あらかじめ県警察（白河警察署）、（一社）白河医師会、（一社）白河歯科医師会等と協力体制の整備を図る。

3 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

この場合において、必要に応じ、県に支援を要請する。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動*

町は、県、県警察（白河警察署）、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周辺の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。その際、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

【*：「様式編 様式40 遺体搜索状況記録簿、様式41 遺体搜索用機械器具燃料受払簿」参照】

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施する。

(1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するにあたっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。

(2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」*による。

【*：「資料編 7. その他 (4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照】

3 他市町村への応援要請等

町が被災し、本町限りで捜査の実施が困難な場合又は遺体が流出等により他市町村に漂着し

ていると考えられる場合は、関係市町村等に対し、搜索を要請する。

4 町以外の機関の対応

町の実施する遺体搜索活動に対し、県及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団は支援する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（県の医療救護班を含む。）による検索を終えた遺体は、町が県に報告のうえ、遺体収容所に搬送し、収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

（1）遺体収容（安置所）の開設

町は、被害現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

上記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物が無い場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

（2）遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

町は、災害の際死亡した遺体に関する取扱いについて災害救助法適用時の基準に準じて以下の事項について行うものとし、遺体を処理した場合は、遺体処理台帳*に記録する。

（1）遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）

（2）遺体の一時保存

（3）検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

【*：「様式編 様式42 遺体処理台帳」参照】

4 県警察（白河警察署）の対応

（1）検視場所の開設

町と協議のうえ、検視場所を開設する。

この際、町は検視場所として適当な施設（遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

（2）遺体の検視

警察官が、各種法令等に基づいて検視を行うものとする。

（3）遺体の搬送

町が実施する遺体の搬送活動に協力するものとする。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

町は、身元が判明しない遺体の火葬、埋葬を実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあつては、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(2) 火葬場の調整

ア 火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し、適正な配分に努める。

イ 火葬許可にあつては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の火葬・埋葬の基準

町は、災害の際死亡した遺体の埋葬について災害救助法適用時の基準に準じて以下の事項について行うものとし、遺体を処理した場合は、埋葬台帳*に記録する。

【*：「様式編 様式 43 埋葬台帳」参照】

(1) 火葬、埋葬は原則として町内で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族、親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、知事の行う救助を補助する立場において火葬、埋葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録したうえで、上記（2）に準じて実施する。

(4) 費用・期間

ア 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨壺又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」*による。

【*：「資料編 7. その他（4）災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照】

第20節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、LPガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を実施する。

第1 上水道施設等応急対策

町は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに、施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法、完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる町役場等あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

また、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、近隣市町村の水道事業者、関係団体及び県に対して広域的な支援を要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、下水道の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行う。

1 要員の確保

町は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

2 応急対策用資機材の確保

町は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

3 復旧計画の策定

町は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

この場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。

2 人員の確保

- (1) あらかじめ定めている従業員の動員体制に基づき、対策要員を確保するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社に要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保するものとする。

また、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、広報活動を行うものとする。
- (2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直

接当該地域へ周知するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7 復旧計画等

- (1) 災害対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。
- (2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて町災害対策本部と協議調整を行うものとする。

第4 ガス施設〔L P ガス〕 応急対策

1 出動体制

(一社)福島県L P ガス協会は、台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 (一社)福島県L P ガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

- (1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

この場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県L P ガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、広報するものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

(2) 一般被害状況に関する情報

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

(2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東北本部及び仙台支社内・現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

この場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害等に関する警報装置を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、福島地方気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(4) 消防及び救助に関する措置

- ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
 - イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
 - ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。
- (5) 列車の運転方法
- 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。
- ア 迂回又は折り返し運転
 - イ 臨時列車の特発
 - ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第6 電気通信施設等応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

- (1) 災害対策本部の設置
非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。
この場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。
- (2) 情報連絡体制
災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。

2 災害時の応急措置

- (1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検を行う。

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

(3) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりである。

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施される。

| 順位 | 復旧する電気通信設備 |
|----|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く） |
| 3 | ○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

第7 放送施設等応急対策

1 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に要員及び機器を確保し、放送体制を確立する。地方自治体、警察、消防、気象台等との緊密な連携のもと、被災状況を的確に把握し、災害情報、生活情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

2 ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

3 福島テレビ

災害が発生した場合は、非常事態対策要綱に基づき、県民に必要な情報を伝達する放送の公共的使命に鑑み、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置き、非常時情報を放送するために対応する。

4 福島中央テレビ

県内で、地震、津波、風水害、噴火、火災、原子力災害などにより地域住民の人命 財産が失われ、あるいは危険にさらされている状態の場合には、非常事態対策本部を設置。BCP（事業継続計画）に基づき、非常時の放送を継続するため、放送機能を確保、支援する。

5 福島放送

非常災害が発生した場合は、非常対策規定に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

6 テレビユー福島

非常災害時放送対策要綱に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保及び非常災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

7 エフエム福島

災害が発生した場合は「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき速やかに必要な措置をとる。なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国FM協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

第21節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、応急対策計画を定め、災害時における応急対策を実施する。

なお、文教対策の詳細については、この計画に定めるもののほか矢吹町学校防災計画（平成25年3月矢吹町教育委員会編）の定めるところによる。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長・園長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努めるとともに、的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指揮のもとに、全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。ただし、児童生徒等のうち、障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
- (3) 交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち、帰宅できない者については、状況を判断し、学校等が保護する。
- (4) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童生徒等の退避、誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所に誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引渡方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

町教育委員会は、県教育委員会と連携のもと、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

3 児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町教育委員会は、児童生徒等及び教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握する。
- (2) 町教育委員会は、県教育委員会と連携のもと、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 町教育委員会は、必要に応じて県教育委員会と連携のもと、児童生徒等及び教職員の心の健康に関する相談窓口を開設するとともに、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町教育委員会は、県教育委員会と連携のもと、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は、県教育委員会と連携のもと、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集
教員は、原則として各所属に参集する。
ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。
 - ア 参集教員の確認
各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握する。
 - イ 参集教員の報告
学校で把握した参集教員の人数等については、町教育委員会が取りまとめ県教育庁義務教育課に報告する。
 - ウ 臨時授業の実施
通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員

をもって授業が行える体制を整える。

(2) 退職教員の活用

町教育委員会は、災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を県教育委員会に要請する。

| 災害の程度 | 応急教育実施 | 教育実施者確保の措置 |
|----------------------------|--|--|
| ① 校舎の一部が使用不能の場合 | ① 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 ② 二部授業を行うこと。 | ① 欠員者の少ない場合は学校内で調整すること。 ② 管内隣接校からの応援要員の確保を考慮すること。 |
| ② 校舎が全部被害を受けた場合 | ① 公民館、体育館等の公共施設を利用すること。 ② 隣接校の校舎を利用すること。 ③ 黒板、机、椅子等の確保計画を策定すること。 | ③ 管内隣接校の協力を求めること。 ④ 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求めること（退職教員等）。 |
| ③ 特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合 | ① 校舎が住民避難場所に充当される事も考慮すること。 ② ①の場合は、隣接校又は、公民館等の公共施設の使用計画を作ること。 ③ 応急仮校舎の設置を考慮すること。 | 欠員（欠席）が多数のため、②、③の方途が講じられない場合は県教育委員会に要請し、県において配置するよう要請する。 |
| ④ 町内全域に大きな被害を受けた場合 | ① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。 | |

6 学用品の確保のための調査*

(1) 町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類及び数量を調査し、県教育委員会に報告する。

(2) 町教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会に対して、教科書等の学用品を給与するための協力要請等必要な措置を講ずる。

【*：「様式編 様式 44 被災使用教科書等調、様式 45 学用品購入（配分）計画書、様式 46 被災教科書一覧表、様式 47 教科書購入（配分）計画書」参照】

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに、避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、町の防災担当部局、県教育委員会、町教育委員会は、教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

町教育委員会は、学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第3 文化財の応急対策

町教育委員会は、文化財が被災した場合、文化財保護指導委員等と連携のもと、被害状況を調査するとともに、県教育委員会へ報告する。

また、被害状況の報告を受けた県教育委員会の指導のもと、以下の応急措置を速やかに実施し、本修理を待つ。

- (1) 被害の大小にかかわらず、文化財の周囲に防護柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう措置する。
- (2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに、安全措置を優先的に講ずるよう措置する。
- (3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- (4) 美術工芸品が破損した場合は、状況を確認のうえ、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。また、美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第22節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「本章 第9節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等を実施する。

第1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時から在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、災害発生後の時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、次の点に留意し、民生児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。なお、避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

ア 避難所及び福祉避難所*へ移動すること。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

【*：「資料編 6. 矢吹町指定避難所等一覧」参照】

- (2) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の配分、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。
- (3) 要配慮者のうち、避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、「本章 第9節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、他市町村、県等に支援を要請する。
- (4) 町は、県の協力のもと、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。

- イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- ウ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対して通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金貸付金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営むうえでの経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

町は、被災児童の精神不安定に対応するため、県及び関係機関と連携のもと、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護のための情報伝達

町は、県と連携のもと、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコ

ンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、住民票等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行、配付を行うとともに、必要に応じて、県へ支援を要請する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、県と協力のもと、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、必要に応じて、県と連携のもと、語学ボランティアの協力を得て、外国人の「相談窓口」を設置するなど、生活相談に応じる体制を整備する。

第23節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町及び防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れる。

また、ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県内のボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、町に設置し対応にあたる。

なお、町は、共助のボランティア活動と町が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

2 情報提供

町は、ボランティア等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

特に、発災直後においては、県及び近隣市町村並びに報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

4 新型コロナウイルス感染症等対策

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、

情報共有の推進等に取り組む。

- (2) ボランティア活動に必要なとなるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要なとなる費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、可能な限り国の補助金等の活用を検討する。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主として次のようなものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊きだし、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報の収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れにあたっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえ、被災地へボランティア派遣の申し出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町及び県において効率的な活用を図るものとする。

また、町は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わない。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

町は、ボランティア活動保険への加入について、広報等を通じて呼びかける。

第24節 危険物施設等応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び近隣住民等への緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

危険物取扱事業者は、対策要員の確保について、あらかじめ従事者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあたっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を確認した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 施設等の周辺の被害状況

(3) 一般被害状況に関する状況

ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報

イ 対外対応状況（町、県、その他の関係機関及び報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、直ちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。

(2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。

(3) 周辺への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対して避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5 町その他防災関係機関の対応

(1) 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、

県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

(4) 避難

町長は、県警察（白河警察署）と協力し避難のための付近住民退去の指示、避難所への受入れを行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、県警察（白河警察署）その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

第2 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

2 人員の確保

(1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

(2) 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

(1) 製造設備、消費設備等の被害情報

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（町、県、その他の関係機関及び報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 気象に関する情報

- ア 福島地方気象台からの気象情報
- イ 事業所等、周辺の状況の把握

4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- (3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第3 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（町、県、その他の関係機関及び報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防署、警察署、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
 - ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講ずる。
 - イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。

- エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講ずる。
 - オ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講ずる。
また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。
- (2) 火災発生の場合
- ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
 - イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
 - ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。
 - エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講ずる。
なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。
 - オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
 - カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。
- (3) その他必要な措置
- 毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講ずるものとする。

第25節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事は、法定受託事務として救助の実施にあたるものである。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事に全面的に委託されており、知事は、法定受託事務として行う。
- (4) 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる（事務処理の特例）。（法第13条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（法第7条～第10条）
 - ア 一定業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収容する権限（保管命令等）

なお、上記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず救助の実施にあたって、その種類、程度及び期間の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関であ

る町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門職を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

| 施行令第1条第1項中の基準 | 適用基準 |
|---------------|---|
| 第1号 | 矢吹町内の滅失住家数50世帯以上 |
| 第2号 | 福島県内の滅失住家数1,500世帯以上のうち 矢吹町内の滅失住家数25世帯以上 |
| 第3号前段 | 福島県内の滅失住家数7,000世帯以上のうち 矢吹町内の多数の住家が滅失 |
| 第3号後段 | 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合 |
| 第4号 | 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 |

2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼、全壊、全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 災害の認定基準については、「本章 第3節第3 被害状況等の収集・報告」における「被害の認定基準」のとおりである。

3 大規模な災害における速やかな適用

県は、大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、町から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに上記1の第4号基準を適用し、救助を行う。

4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として福島県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第3 災害救助法の適用手続き

1 町の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、町における被害が第

2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめ、県に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行う。

3 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定する。なお、現場の状況を踏まえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行う。
- (2) 町長は、救助の程度、方法及び期間について、万全を期することが困難な場合、県に対して「特別基準」の要請をする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」*による。

【*：「資料編 7. その他 (4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照】

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1) 避難所の設置、(16) 応急救助のための輸送、(17) 応急救助のための賃金職員等となる。

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの支弁金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

3 迅速な救助の実施

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行う。

第4 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

知事（事務処理の特例の場合は町長）は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

知事（事務処理の特例の場合は町長）は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を町に対し交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 知事（事務処理の特例の場合は町長）は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより、損害を補償しなければならない。
- (2) 知事（事務処理の特例の場合は町長）は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第26節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付する。

第1 被災者生活再建支援法の適用

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) 上記（1）又は（2）の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) 上記（3）又は（4）の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、（1）～（3）の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) 上記（3）又は（4）に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第6号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難

である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）

- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

4 対象世帯と基準額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 支給額 | |
|-------------------|-------|--------|
| | 複数世帯 | 複数世帯 |
| 全壊世帯（法第2条第2号イ） | 100万円 | 75万円 |
| 解体世帯（法第2条第2号ロ） | 100万円 | 75万円 |
| 長期避難世帯（法第2条第2号ハ） | 100万円 | 75万円 |
| 大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ） | 50万円 | 37.5万円 |

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（第1の2（1）から（4）の世帯）

| 住宅の再建方法 | 支給額 | |
|--|-------|--------|
| | 複数世帯 | 複数世帯 |
| 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号） | 200万円 | 150万円 |
| 居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号） | 100万円 | 75万円 |
| 居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （法第3条第2項第3号） | 50万円 | 37.5万円 |

（第1の2（5）の世帯）

| 住宅の再建方法 | 支給額 | |
|--|-------|---------|
| | 複数世帯 | 複数世帯 |
| 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第5項第1号） | 100万円 | 75万円 |
| 居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第5項第2号） | 50万円 | 37.5万円 |
| 居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （法第3条第5項第3号） | 25万円 | 18.75万円 |

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

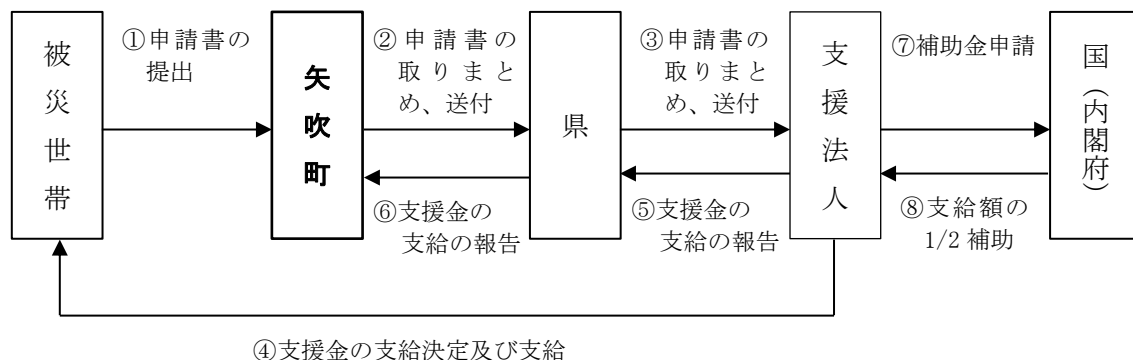
ア 町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

イ 県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第2 罹災証明書の交付

(1) 町は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

(2) 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、

担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずる。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき実施する。

さらに、町は、家屋の被害認定の担当者のための研修機会へ参加し、災害時の家屋被害認定を迅速に行えるようにする。

| 被害の程度 | 認定基準 |
|---------------|--|
| 全壊 | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。 |
| 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。 |
| 中規模半壊 (世帯) | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯 |
| 半壊 | 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。 |
| 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。 |

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）第2条第2号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和2年3月末時点）

(3) 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

(4) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

(5) 町は県の実施する、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会等に参加する。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に支援を要請する。

被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、市町村間における課題の共有や対応の検討、県からの各市町村へのノウハウの提供等を受け、被災市町村間の調整を図る。

第3 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）

(14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、次の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第4 被災者の生活支援

町は、県等と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第27節 水害・土砂災害応急対策

第1 水害応急対策（水防計画）

洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、町内各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門又は閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等について示すこととし、その詳細は部門別計画である「矢吹町水防計画」による。

1 水防の責任

(1) 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県の水防責任

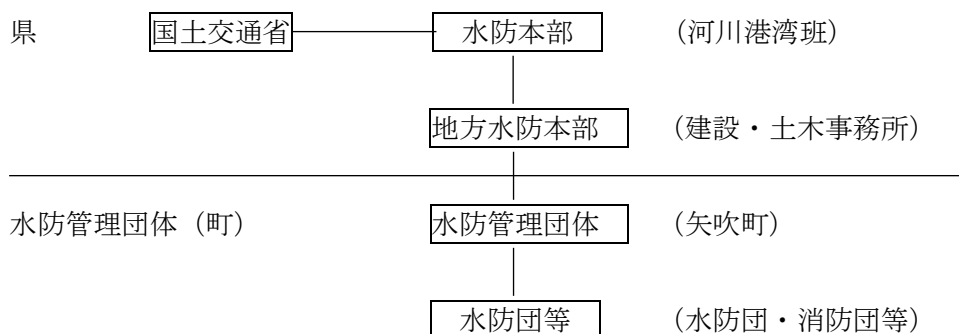
県は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防組織の概要

ア 県と水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防の実施に資する。

□ 水防組織



イ 各水防組織の役割

(ア) 水防本部

県内の水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

(イ) 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。（水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資す

る業務)

(ウ) 水防管理団体(町)

町の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等(以下、「水防団等」という。)への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等への応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立退の指示(同法29条)等の業務を実施)

ウ 水防組織間の連絡

(ア) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体(町)に連絡する。

(イ) 水防管理団体(町)からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

(ウ) 水防管理団体(町)は、水防団等の活動状況を常に把握し、的確な連絡体制をとる。

(2) 町の水防組織

本町に水害の発生のおそれが生じたときからその危険がなくなるまで、次の機構をもって水防事務を処理する。ただし、矢吹町災害対策本部条例に定める災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその組織に編入されるものとする。

ア 水防本部設置前の初期配備

(ア) 初期配置の設置基準

福島地方気象台から大雨・洪水注意報が発表され、又は、発表が予想される時点であって、水防本部の設置に至らないが非常事態に備えて事前の体制確立が必要であるとまちづくり推進課長が認めた時とする。

(イ) 初期配置体制

a 初期配置体制は、矢吹町役場内でのまちづくり推進課職員による待機又はまちづくり推進課及び関係課職員による待機とする。

b 待機した職員は、非常時連絡網の確認並びに関係課職員の緊急時動員体制を確立させるものとする。

c まちづくり推進課長は、初期配備を職員に指示した場合は、その旨を町長に報告するものとする。

イ 水防本部の設置

(ア) 水防本部の設置

町内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し、又は水害が発生するおそれがある場合において、水防推進のため緊急対策を必要とすると町長が認めたときとする。

(イ) 水防本部の設置及び閉鎖

a 矢吹町役場内に水防本部を設置する。

b 役場2階大会議室を水防本部とし、本部の庶務はまちづくり推進課において処理する。

c 水防本部は、水害応急対策が完了したと本部長が認めたとき閉鎖する。

3 水防活動

(1) 監視、警戒活動

水防管理者（町長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川*の水防受持区域の白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び水防団等に対し、その通報を通知し、必要団員を河川等の巡視を行うよう指示する。また、異常を発見した場合には、直ちに県南建設事務所等に報告する。

(2) 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。また、水防活動の内容を直ちに県南建設事務所等に報告する。

(3) 洪水に際し、水害を警戒防御し、これによる被害を軽減するため、水防法第10条の2による洪水予報の通知等を受けたときから、洪水による危険が解消するまでの間、水防活動に関する詳細については別に定める「矢吹町水防計画」による。

【*：「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害危険箇所 (1) 町内河川」参照】

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

1 kmメッシュごとに、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下、「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土壌災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、福島地方気象台と県が共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル、県の土砂災害危険度情報）が各ホームページ上で提供される。

(2) 土砂災害警戒情報の情報伝達について

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期や区域*等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的に局地的大雨が発生した場合における、エリアを限定*した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮したうえで検討する。

また、住民は、町が伝達する避難指示等やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

【*：「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害危険箇所 (2) 土砂災害が発生するおそれがある箇所」参照】

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は町へ伝達する。伝達系統は「本章 第3節 災害情報の収集伝達」の「防災気象情報の伝達系統図」による。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

ア 目的

大雨による土砂災害発生のおそれが高まったときに、市町村長の災害対策基本法第60

条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。

イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内の全ての市町村を発表対象とする。

エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (ア) 県と福島地方気象台が共同して作成・発表する情報である。
- (イ) 町長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- (ウ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には福島地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (オ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (カ) 局地的な降雨による土砂災害を予測するため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ア) 発表基準

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（CL）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と福島地方気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と福島地方気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取扱うものとする。

| | 震度5強の地域 | 震度6弱以上の地域 |
|------------------|---------|-----------|
| 暫定割合（通常基準に乗じる割合） | 8割 | 7割 |

(イ) 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と福島地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

カ 利用にあたっての留意点

- (ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (ウ) 町長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

キ 情報の伝達体制

県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により、町長その他関係者に伝達する。福島地方気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

- (ア) 県と福島地方気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、福島地方気象台は、土砂災害警戒情報を気象情報伝送処理システムにより、県等関係機関、NHK福島放送局へ伝達する。
- (イ) 県は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び町等へ土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達する。
また、県は、町に対し土砂災害警戒情報を発表した場合、県南建設事務所を經由して電話、FAXによる伝達確認を行う。
- (ウ) 町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- (エ) その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

2 土砂災害・斜面災害応急対応

(1) 応急対策の実施

- ア 県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、町及び関係機関と迅速かつ確かな情報の共有化を図り、応急対策を実施する。
速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。
- イ 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、県及び関係機関と迅速かつ確かな情報の共有化を図り、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。
- ウ 住民は、土砂災害やその前兆現象、砂防施設の被災等（以下、「土砂災害等」という。）

を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、町の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 土砂災害等の調査

ア 町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、国及び県と連携のもと、速やかに被災概要調査を実施し、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

イ 国及び県は、被災概要調査結果及び状況の推移について、町を含めた関係機関等に連絡する。また、緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として町に通知する。

ウ 町は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移について、関係住民等に伝達する。

(4) 応急対策工事

町は、国及び県と連携のもと、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

ア 国、県は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、町へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

イ 町は土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

また、異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報

国、県は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退き

の指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

(2) 町の情報の伝達について

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、町が伝達する避難指示等やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(4) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、町に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、町に通知する。

イ 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を町に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を町に通知する。

第28節 ヘリコプター等による災害応急対応

第1 消防防災ヘリコプターの運航方針

町は、必要に応じて消防防災ヘリコプターによる緊急運航を県に要請する。

県は、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、消防防災ヘリコプターを運航し、災害応急対応を実施するものとする。

第2 消防防災ヘリコプターによる活動

消防防災ヘリコプターは、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、「本編 第1章 第12節 第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び範囲」に規定する活動に従事するものとする。

第3 運航管理体制

消防防災ヘリコプターの運航管理の総括は、県危機管理部長が行い、航空隊の指揮監督、航空機の運航管理に関する事務は、航空センター所長（運航責任者）が行う。運航中のヘリコプター機内における指揮は、運航指揮者が行うものとし、運航指揮者は、航空隊隊長若しくは航空隊隊員の中から隊長が指名する者をもって充てるものとする。

第4 町等の受入体制の整備

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した町長等は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて次の受入体制を整備する。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

第5 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容

- (1) ヘリコプター等による活動

県及び各防災関係機関は、ヘリコプター等による活動が有効と認められる場合において、「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、災害応急対応を行うものとする。

- (2) 地上支援活動

県及び各防災関係機関は、ヘリコプター等の活動を支援するため、相互に連携して「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、地上支援活動を行うものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上、下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 復旧上必要な金融その他資金計画

(11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、「激甚災害」という。）が発生した場合、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業

- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
 - ク 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協働組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第4 災害復旧事業の実施

町は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携のもと、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関*と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

【*：「資料編 7. その他 (2) 防災関係機関連絡先一覧」参照】

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ・配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて町に寄託された義援金及び町に寄託された義援金は、義援金配分計画委員会を組織して、協議のうえ、被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準じるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ 町は、平常時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者

(オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、町長が行う。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格は問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する町が次の事項に留意して定める。ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、県と協議のうえ、統一の条件を定める。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに町営住宅条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。
- (イ) 町は、町内の公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。
- (ウ) 他市町村から上記(イ)の依頼を受けた場合、町は、町内の公営住宅等に受入れることのできる住宅がある場合は、町長が承認した後、被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業のあっ旋、失業給付に関する措置

町は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置について、離職者の早期再就職へのあっ旋を白河公共職業安定所長に要請する。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっ旋

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

町長は、白河公共職業安定所長に対し、次の措置をとるよう要請する。

- (1) 証明書による失業の認定

白河公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

白河公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

5 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6 郵政関係措置等

日本郵便（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施するものとする。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

7 生活必需品の安定供給の確保

町は、県に対し、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、必要に応じて次の措置を要請する。

- (1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握
- (2) 特定物資の指定等
- (3) 関係機関等への協力要請

第3 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢吹町条例第26号）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害

- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は250万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

町は、県に対し、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう実施する措置のあつ旋を要請し、農林漁業経営の維持・安定を図る。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合等（以下「組合」という。）に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

- (1) 災害関係の融資に関する措置
- (2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置
- (3) 手形交換、休日営業等に関する措置

2 商工関係（中小企業への融資）

町は、県に対し、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する措置のあつ旋を要請し、商工業経営の維持・安定を図る。

3 住宅関係

町は、県を通じ住宅金融支援機構に対し、天災により住宅に被害を受けた住民への、低利で融資を受けるための認定業務及びあつ旋を要請し、罹災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

- (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

イ 災害援護資金

町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な融資をするものとする。

- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第4章 雪害対策

第1節 雪害対策の概要

第1 雪害対策について

1 目的

平成26年2月の豪雪による被害を踏まえ、雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、雪害予防計画、雪害応急対策及び雪害復旧・復興に関する事項を定め、もって町及び県その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。

2 福島県中通り・浜通りの特徴

冬型の気圧配置の場合、中通りの平地や浜通りでは晴天が多くなる。また、浜通りの冬は西よりの風と晴天によって空気が乾燥するため、湿度が最も低くなる時期が1月で、会津や中通りの5月とは異なっている。浜通りでは、強い寒気が入り込んだ場合に一時的な雪が降ることはあるが、冬型の気圧配置で平地に雪が積もることはほとんどなく、厳しい冬といわれる東北地方の中では最も温暖な地域である。

ただし、平成26年2月の豪雪の際は、南岸低気圧が発達しながら三陸沖を北東に進んだ影響により中通りを中心に記録的な大雪となったことから大きな混乱につながっており、中通りや浜通りにおいても雪害対策を万全にする必要がある。

第2 福島県の過去の雪害被害

1 平成13年の大雪（平成12年12月13日～平成13年2月28日）

福島県内では死者3名、負傷者38名、住家一部破損10棟、床上浸水1棟、床下浸水32棟の被害が発生した。

2 平成18年豪雪（平成17年12月1日～平成18年3月31日）

12月から1月上旬にかけて非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。福島県内では死者3名、重傷者27名、軽傷者38名、住家半壊1棟、住家一部破損68棟、床下浸水19棟の被害が発生した。

3 平成22年11月からの大雪等（平成22年11月1日～平成23年3月7日）

福島県内では死者4名、重傷者6名、軽傷者20名、住家半壊1棟、住家一部破損16棟、床下浸水12棟の被害が発生した。

4 平成26年の大雪（平成26年2月14日～2月16日）

2月13日に発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に14日夜から15日にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあった。福島県内では重傷者2名、軽傷者9名、住家全壊1棟、住家一部破損3棟、床下浸水5棟、非住家公共建物7棟、非住家その他34棟の被害が発生した。

第2節 雪害予防対策

降積雪期においても住民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

なお、雪害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ「本編 第1章 災害予防計画 各節」を参照するものとする。

第1 雪害予防体制の整備

1 町の活動体制

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第2 生活基盤の耐雪化

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

町は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設の雪害対策

(1) 電力供給施設

ア 豪雪時の給電網の管理体制の整備

(ア) 雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「非常災害対策実施基準」を定め、応急・復旧体制の確立を図る。

(イ) 平常時から「需給・系統運用基準」等に基づき、事故の未然防止を図る。

イ 雪害防止施設の整備

- (ア) 降積雪時に事故を防止するため、電力機器カバーの取付、融雪装置の設置、雪崩防止柵の設置、その他関連の防雪対策を行う。
- (イ) 特別高圧送電線の雪害事故を防止するため、電線の難着雪化を推進するとともに、事故回線の選択には、保護継電装置の高速高度化を図る。なお、降雪期前に支持物及び電線等の巡視、点検改修を実施する。
- (ウ) 高低圧配電線の雪害事故を防止するため、難着雪電線を使用し、複合柱、コンクリート柱の使用、倒木ガードワイヤー又は融雪用ヒートパイプの取付、冠雪防止装柱の推進など支持物の恒久化を図る。なお、降雪期前に積雪地域の配電路線について、巡視・点検改修を実施する。

ウ 倒木対策

県、電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力を努めるものとする。

(2) 通信施設

ア 雪害時の管理体制

雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「災害等対策実施細則」を定め、応急・復旧体制の早期確立を図る。

イ 訓練及び演習

- (ア) 町や県の防災訓練等の参加や独自訓練を通じ、災害対応機器を用いた回線復旧演習を行うことにより、災害時に対応できる技術向上を図る。
- (イ) 年2回以上、情報伝達訓練を実施し、情報伝達のスピード化、正確化を図る。

ウ 設備の改善

- (ア) 雪崩や崖崩れ等の危険箇所の架空ケーブルをスノーシェッドや地下へ敷設替えする。
- (イ) 電話引込線の支持線を太くし、被覆の材質を寒さに強い材質に改良する。
- (ウ) 主要な伝送路を2ルート構成とし、通信網の整備を図る。
- (エ) 災害時における通信網の確保のため、移動電源車、衛星通信システム、移動無線機等を配置する。

エ 倒木対策

県、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力を努めるものとする。

(3) ガス施設（LPガス）

ア 安定供給の確保

- (ア) 降積雪時におけるLPガスの安定供給のため、LPガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるLPガス設備の供給能力の向上に努める。

(イ) 冬期LPガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

イ 設備の保護対策

(ア) 屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。

(イ) ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下に設置し、雪囲いや収納庫に納めるなど屋根からの落雪対策を行うこととする。なお、新たに容器を設置する場合は、危険を発見しやすい場所を選定するものとする。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

(ア) 消費者に対し除排雪や雪下ろしの際の注意事項や異常時の使用禁止等、消費者がとるべき行動について啓発活動に努める。

(イ) 冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知啓発に努める。

3 道路交通対策

各道路管理者は、冬期間の道路交通を確保するため迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図るとともに、豪雪等による交通災害を防止するため、雪害防止施設の整備を進める必要がある。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う通行規制状況等について情報提供をするなどの方策を講ずるものとする。

特に、短期間の集中的な大雪時は、「人命を再優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応する事とし、出控え等の要請と社会全体のコンセンサスの形成、計画的・予防的な通行規制、集中除雪の実施及び立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応等に取り組む。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各道路管理者は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路の整備

各道路管理者は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路や消融雪施設、待避所等の整備を進める。特に、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を進める。

(2) 除排雪用施設及び資機材の整備

各道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資機材の整備を図る。

ア 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう、平常時から各道路管理者を中心に国、県、町で協力体制を確立しておくものとする。

イ 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保と整備を

図る。

ウ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

エ 路肩杭（スノーポール）の設置

狭隘路線や吹きだまりがしやすい場所に路肩杭（スノーポール）を設置する。

オ 除排雪基地等の整備

各路線における除排雪基地には、除排雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結抑制剤の保管施設、並びにオペレータの詰め所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。また、チェーン着脱所の整備を進める。

(3) 除排雪計画

各道路管理者は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

エ 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(4) 除雪計画書の見直し

町は、県が策定した「除雪業務改善のためのアクション・プラン」（平成26年8月）、除雪計画書の見直し（平成26年12月）に基づき、以下の対策を講ずる。

ア 地域の重要路線を優先的に除雪し、早期交通確保を図る。

イ 早期除雪対応に向けた基準や仕組みを整える。

ウ 除雪効率化に向けた対策工事を実施する。

エ 街区や歩道の除排雪を実施する。

オ 住民の理解促進のため、迅速かつきめ細やかな広報に努める。

カ 除雪関係者の育成や事務改善で除雪体制を維持・確保する。

(5) タイムラインの策定

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ他の防災関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(6) 実動訓練の実施

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための実動訓練を実施する。

4 公共交通機関対策

(1) 鉄道交通の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

ア 除排雪体制の整備及び強化

鉄道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、出動基準を定めるとともに、除排雪要員を確保し、緊急時に備えあらかじめ必要人員の確保を行う。

イ 沿線関係者との協力

(ア) 踏切事故防止

踏切除排雪については、あらかじめ責任者を定め、除排雪体制を強化する。

また、踏切事故防止のため、町等を通じ沿線住民に広報する。

(イ) 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前協議を行い、冬期間の踏切使用並びに、除排雪協力体制の確立に努める。

(ウ) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採を推進し、事故防止に努める。

ウ 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を推進する。

エ 交通手段の確保

通院患者や要治療者等が医療機関への受診手段等を確保できるよう、他の機関と連携をとり、交通手段の確保に努める。

(2) バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立するものとする。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を確保する。

第3 雪崩対策等の推進

1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

町は、気象状況、積雪の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難情報等の発令等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講ずる。

2 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

町は、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

3 消防防災ヘリコプター等の活用

町は、必要に応じ県に依頼し、消防防災ヘリコプター等による上空からの監視を行い、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努める。

第4 救済体制の整備

1 孤立集落の防止

(1) 実態の調査と救助計画の策定

町は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うものとする。

(2) 機能の維持

町は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、孤立化のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、双方向の情報連絡体制の整備に努める。

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）等は、有線施設の障害に備え、防災無線等を活用できる体制を確保する。

(4) 救急、救助計画の整備

白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、県及び県警察（白河警察署）はヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、町は孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入体制を整備する。

(5) 生活必需品の確保

町は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアの活動支援

(1) 体制

町及び県は、ボランティアの受入体制として、「本編 第1章 第17節 ボランティアとの連携」に定める体制を整備する。

(2) 受入れ

ボランティアは、町及び町社会福祉協議会で協議のうえ、必要に応じて募集するものとし、受入窓口は、町及び町社会福祉協議会が協議して一本化に努める。また、県はこれを広報等により支援する。

なお、県及び県社会福祉協議会は、ボランティアを募集する町及び町社会福祉協議会を支援する。

(3) 企業やNPO等との連携

県は、迅速かつ的確な雪害応急活動が行われるよう、企業やNPO等と連携するよう努めるものとする。

3 避難行動要支援者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、町は一人ひとりの避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行う。

4 県の支援体制

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、町、県及び防災関係機関の防災対策だけでなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合は、地域住民だけでは十分に対応できないことから、町は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努める。

県は、広域的な地方公共団体として、町が処理する防災事務実施を支援し、総合調整を行う立場であることから、町だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、情報収集や職員の派遣など支援体制の整備に努めるものとする。

第5 広報活動

1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、町及び県をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及・啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を実施する。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及

び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及・啓発を図る。

さらに、町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。

また、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備等について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第3節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町、県及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町、県及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、町災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

なお、雪害応急対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ「本編 第2章 災害応急対策計画 各節」を参照するものとする。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 町は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、県の「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

ウ 交通情報の収集及び提供

県警察（白河警察署）は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。

エ 交通規制等

（ア）県警察（白河警察署）又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。

（イ）県警察（白河警察署）は、隣接県警察と連携し、広域的な交通管制を実施する。

オ 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供するものとする。

カ 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路情報の迅速な提供に努めるとともに、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、滞留車両の乗員に対しては、救援物資の提供などを行うものとする。

また、道路管理者は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。

キ バス運行の安全対策

（ア）防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。

(イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

- ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。
- イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要に応じて運転する。
- ウ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、道路管理者及び県警察（白河警察署）と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。
- エ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

(ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

(イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

イ 孤立集落等への情報提供

町は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、防災無線や衛星携帯電話、緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページなどの通信手段を用いて、適宜情報提供を行う。

ウ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。

また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(4) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

2 被害状況等の収集、報告

町、県（災害対策本部情報班）及び防災関係機関は、「本編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」に基づいて被害調査、報告を行う。

第2 応急活動体制の整備

1 町の活動体制

町は、「本編 第2章 第1節 応急活動体制」に基づいて活動体制を整備する。

2 県への支援要請

(1) 県への支援要請（除排雪等対策）

県（災害対策本部各班、道路班）は、以下の状況となり、町だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合は、町と協議を行い、意向を踏まえたうえで、雪害対策の一部を実施す

るものとする。

町は、以下に掲げる事項により、本町だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議を行い、雪害対策の支援を要請する。

- ア 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- イ 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立化した場合
- ウ 雪害発生により、人的被害及び住家被害が発生した場合
- エ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- オ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣要請

町は、必要に応じ、県に対し職員の派遣を要請する。

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、町、県、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難

1 避難指示等の発令及び避難誘導等

避難の準備指示等については、「本編 第2章 第9節 第1 避難指示等の発令」の定めるところによる。

警戒区域の設定については、「本編 第2章 第9節 第2 警戒区域の設定」の定めるところによる。

避難の誘導については、「本編 第2章 第9節 第4 避難の誘導」の定めるところによる。

避難所の設置については、「本編 第2章 第10節 第1 避難所の設置」の定めるところによる。

2 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の安全確保

ア 町は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残

されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町及び県は、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努める。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第5 災害復旧

雪害による災害の復旧については、県及び町はそれぞれ地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、又その他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等の定めるところにより行う。

